美浜町地域防災計画

(原子力災害対策計画)

令和4年3月

美浜町防災会議

美浜町地域防災計画

(原子力災害対策計画)

昭和46年8月施行

昭和57年3月修正

平成 元 年 8 月 修正

平成 6 年 3 月 修正

平成13年12月 全面改正

平成17年4月修正

平成19年 4 月 (組織改正等による一部改正)

平成25年8月修正

平成27年3月修正

平成31年3月修正

令和 4 年 3 月 修正

美浜町防災会議

美浜町原子力災害対策計画

目 次

第1章 ※	窓則	1
第1節	計画の方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の性格	1
第3	計画の構成	
第4	計画を定めるに当たっての基本方針	
第5	計画の周知徹底	
第6	県地域防災計画との関連	17
第 7	計画の修正	
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	20
第1	美浜町	
第2	その他の市町	21
第3	福井県	
第4	県警察	
	3 警察署)	
第 5	敦賀美方消防組合消防本部	
第6	県内全消防局、消防本部	
第 7	指定地方行政機関	
第8	自衛隊	
第 9	指定公共機関及び指定地方公共機関	
第 10	その他公共的団体	
第3節	広域的な活動協力体制	27
	泵子力災害事前対策	
第1節	原子力防災体制の整備	
第 1	基本方針	
第 2	平常時の安全対策	
第3	緊急事態応急対策等拠点施設の整備	
第 4	緊急事態応急体制の整備	
第 5	広域避難等	
第 6	避難収容活動体制の整備	
第7	緊急輸送活動体制及び交通体制の整備	
第8	救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等	
第 9	複合災害に備えた体制の整備	
第10		
第2節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員等の届出の受理	
第1	基本方針	
第 2	原子力事業者防災業務計画に関する協議等	
第3	原子力防災要員等の届出の受理	
第3節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	
第1	原子力防災専門官との連携	
第2	上席放射線防災専門官との連携	
第4節	防災業務関係者の人材育成	
第1	基本方針	
第 2	町における研修	38

£=£=			
第		原子力事業者における教育・研修	
第5	節	情報収集・連絡体制等の整備	39
第	1	基本方針	39
第	2	通信連絡設備等の整備	39
第	3	情報収集・連絡・伝達体制の整備	40
第6	節	緊急時モニタリングへの協力体制の整備	42
第	1	基本方針	
第			
第7			
第		基本方針	
第		第十分第1	
第		安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	
第		安たコリ系剤の子の版用体制の整備	
		彼はく医療指直訓練の美施	
第			
第8			
第		基本方針	
第		住民に対する防災知識の普及	
第9	節	原子力防災訓練等の実施	47
第	1	基本方針	47
第	2	防災訓練の計画策定及び協力	47
第	3	防災訓練の実施	47
第	4	実践的な防災訓練の工夫と事後評価	48
第		防災訓練に関する普及啓発	
第		要配慮者に対する配慮事項	
/ 11		節 広域的相互応援体制の整備	
第		基本方針	
第			
第			
/ / / ·			
		節 原子力発電所上空の飛行規制計画	
第		基本方針	
第		国の航空安全確保に関する規制措置	
第		町の対応	
		節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	
第	1	基本方針	51
第	2	災害応急体制の整備	51
第	3	防災知識の普及	51
第	4	防災訓練における配慮事項	
第1	3		
第	1	基本方針	53
第	2		
第1			
第		基本方針	
第			
		F 12 1871P 1 1 1 E	
第3章		緊急事態応急対策	
第1		71 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
第		基本方針	
第		情報収集事態発生時の通報連絡	
第		警戒事態(第1段階)発生時の通報連絡	
第		災害状況の報告及び連絡	
第		施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報連絡	
第	6	施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡	59
第	7	国に対する専門家派遣の要請等	59
第	8	全面緊急事態(第3段階)発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事	熊広

急対策	状況の連絡・調整等	. 60
第9	通信手段の確保	. 60
第2節	緊急時活動体制の確立	. 65
第1	基本方針	. 65
第2	町の組織動員体制	. 65
第3	町原子力災害警戒本部の設置	. 69
第4	町原子力災害対策本部の設置	
第 5	原子力緊急事態宣言発出後の対応	
第 6	行政機関の業務継続に係る措置	
第3節	緊急時モニタリングへの協力	
第1	基本方針	
第 2	緊急時モニタリングに対する協力	
第4節	住民等への情報伝達活動	
第1	基本方針	
第 2	広報の留意事項	
第3	町の広報体制	
第 4	町が行う広報事項	
第 5	町が100G報事項 資料の保存	
第6	相談窓口の開設	
第7	安否情報の提供	
第8	災害情報インターネット通信システムの活用	
第9	要配慮者に対する配慮事項	
第5節	避難、屋内退避等の防護措置	
第1	基本方針	
第2	避難等の防護対策の実施	
第3	緊急時活動レベル(EAL)に基づく防護措置	
第4	運用上の介入レベル (OIL) に基づく防護措置	
第 5	避難手段	
第6	避難所等	. 92
第7	広域避難等	. 93
第8	住民への情報提供	. 94
第9	避難状況の確認	. 94
第10	学校等施設における避難措置	. 94
第11	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	. 95
第12	要配慮者に対する配慮事項	. 95
第13		
第14		
第6節	警備及び交通対策	
第1	基本方針	
第 2	警戒区域の設定等	
第3	交通規制対策	
第 4	立入制限措置	
第7節	救助・救急及び消火活動	
第1	基本方針	
第 2	陸上における救出・救助及び消火対策	
第3	座上における牧山・牧助及い伯外州東 海上における牧助・牧急対策	
男 る 第4	一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教意対策一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別・教育を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別を一次の表別	
第8節	至からの教助・教忌対束	
第1	原士刀灰音医療佔數 基本方針	
第 2	原子力災害医療体制	
第3	原子力災害医療措置	
第4	災害救助法の適用	
第9節	飲料水及び飲食物の摂取制限等	105

第1	基本方針	105
第 2	摂取制限等の措置	105
第3	飲料水及び飲食物の供給要請	107
第10節		
第1	基本方針	108
第 2		108
第3	緊急輸送の範囲	
第 4	緊急輸送体制の確立	
第11額		
第1	基本方針	
第 2	飲料水の供給	
第3	飲食物の供給	
第4	生活必需品の供給	
第5	その他の調達方法、受入、配布方法等	
第12節		
	5 要配慮者に配慮した応急対策 基本の方針	
第1	情報伝達及び広報における配慮事項	
第 2		
第3	避難における配慮事項	
第13節		
第1	基本方針	
第 2	防災業務関係者の安全確保	
第3	防護対策	
第 4	防災業務関係者の放射線防護	
第 5	防災業務関係者の医療措置	
第14節	5 災害救助法の適用	115
第 1	基本方針	115
第 2	災害救助法の適用	115
第3	災害救助法の適用基準	115
第4	被災世帯の算定基準	115
第5	災害救助法の適用手続	116
第6	個別適用	116
第15節	5 広域的応援の対応	122
第1	基本方針	122
第 2	応援要請	
第3	防災活動拠点	
第 4	応援に係る留意事項	
第16節		
第1	基本方針	
第 2	派遣要請の手続	
第3	自主的派遣	
第4	派遣部隊の受入	
第 5	派遣部隊の撤収要請	
第6	経費の負担区分	
第 7	派遣部隊の被ばく管理	
第17節		
第1	- 基本方針	
第 1 第 2		
第 3	学校施設の休校措置 授業再開措置	
第4	教職員の確保	
第 5	通学路の安全確保	
第6	児童生徒・教職員の精神保健対策	
第7	その他の対策	
第18節	5 ボランティア等の受入	129

第1	基本方針	129
第 2	災害時ボランティア活動の制限	129
第3	災害時ボランティア活動の開始	129
第4	災害時ボランティアの受入体制	129
第5	災害時ボランティアの活動体制	129
第6	国民等からの義援物資、義援金の受入	129
第4章 原	F子力災害中長期対策	131
第1節	基本方針	131
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	131
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	131
第5節	各種制限措置の解除	131
第6節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	132
第7節	損害賠償請求等	132
第1	災害地域住民の登録	132
第 2	損害調査	132
第3	諸記録の作成	
第8節	被災者等の生活再建等の支援	133
第9節	風評被害等の影響の軽減	133
第10節	う 住民相談体制の整備	133
第11節	う 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	133
第12節	う 心身の健康相談体制の整備	134

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原災法第2条第3号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等(加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設(保安規定を定める施設)の運転、事業所外運搬(以下「運搬」という。))により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害(以下「原子力災害」という。)の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関して総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第2 計画の性格

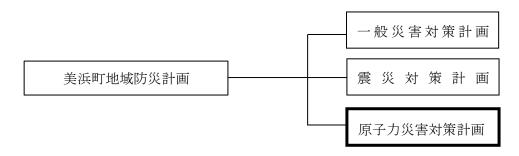
(1) 美浜町の区域に係る原子力災害の基本となる計画

この計画は、美浜町の区域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(以下「指針」という。)及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(2) 美浜町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「美浜町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「美浜町地域防災計画(一般災害対策計画)」に準拠するものとする。



(3) 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画(原子力災害対策計画)の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規 定により、指針を遵守するものとする。

第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

第1章 総 則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第4 計画を定めるに当たっての基本方針

(1) 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放 出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

ア 放射性物質又は放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(エアロゾル)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(プルーム)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

イ 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(ア) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(イ) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源 から放射線を受けることである。

(2) 原子力災害対策重点区域の設定

町において、原子力防災資機材、環境モニタリング設備及び通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の 目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができ る。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を 踏まえたものとする。

- ア 予防的防護措置を準備する区域(Precautionary Action Zone。以下「PAZ」という。) 原子力事業所からおおむね半径 5~k~mの範囲
- イ 緊急時防護措置を準備する区域 (Urgent Protective Action Planning Zone。以下「UPZ」という。)

原子力事業所からおおむね半径30kmの範囲

この考え方を踏まえ、本町において、原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力事業所毎に表1 のとおりとする。また、町に関係する原子力事業所の概要は、別表1のとおりである。

表 1

原子力施設(※)	PAZ地域 (おおむね5km圏)	U P Z 地域 (おおむね 3 0 k m圏)
関西電力㈱美浜発電所3号機	丹生、竹波、菅浜	左の地域を除く町内全域
日本原子力発電㈱敦賀発電所2号機	_	町内全域
日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	丹生、竹波	左の地域を除く町内全域
関西電力㈱大飯発電所3号機、4号 機	_	町内全域

※同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同 一である場合は、原子力事業所 下記の原子力施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の34の第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとし、関係地区は表2のとおりとする。

表 2

原子力事業所もしくは施設	U P Z 地域 (おおむね 5 k m圏)
関西電力㈱美浜発電所1号機、2号機	丹生、竹波、菅浜

(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則 実施することとする。

イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

ア 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが 重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階又は復 旧段階に区分する。

(ア) 準備段階

原子力事業者、国、県、町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

(4) 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

(ウ) 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の 状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわ たる防護措置の検討を行う。

(工) 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を 行う。

イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

(7) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL)

① 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態(第1段階)、施設敷地緊急事態(第2段階)及び全面緊急事態(第3段階)の3段階に区分する。

【警戒事態(第1段階)】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、PAZ関係市町、県及び関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態(第2段階)】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、 原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある 段階である。

この段階では、町、県及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態(第3段階)】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する 必要がある段階である。

この段階では、町、県及び関係防災機関は、PAZ内において、基本的に全ての住民等を対象に避難や安定ョウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、 又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じ て屋内退避を実施する。

② 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル(Emergency Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。

原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。

表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

【関西電力㈱美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、そ
	の状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を
	特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室から
	の制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止した
	ことを確認することができないこと。
	② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こ
	り、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に
	非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
	③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助
	給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
	④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電
	源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の
	供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。
	⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
	⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
警戒事態	⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及
(第1段階)	ぼす可能性が生じること。
(7) 1 12 12 1	⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通
	信のための設備の一部の機能が喪失すること。
	⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するお
	それがあること。
	⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃
	料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
	① おおい町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
	⑫ 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が
	発表された場合。
	① 国(オンサイト総括) が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生し
	た場合。
	(4) 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した
	場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
	(15) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ
	とを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置
	が必要と判断した場合。

緊急事態区分

緊急事態を判断するEAL

- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが 発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備の うち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにでき ないこと。
- ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
- ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
- ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 一となる状態が5分間以上継続すること。
- ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
- ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の 制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した 場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原 子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

施設敷地 緊急事態 (第2段階)

- ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。
- ① 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ② 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ③ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準 として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所 外運搬に係る場合を除く。)。
- ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分 緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止するこ とができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが 発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する 設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用 炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこ と。 ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または 最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間継続す ること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継 続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温 度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該 全面緊急事態 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水が (第3段階) できないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで 低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯 蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子 炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉施 設もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置す る原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の 全ての機能が喪失すること。 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納 容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の 判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合 (事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物 質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれ があり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2.ナトリウム冷却型高速炉(炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。)に係る原子炉の運転等のための施設(原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

【日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電
	源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の
	供給が停止すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。
	② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
	③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼ
	す可能性が生じること。
	④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通
	信のための設備の一部の機能が喪失すること。
	⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失する
	おそれがあること。
警戒事態	⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃
(第1段階)	料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
	⑦ 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
	⑧ 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報
	が発表された場合。
	⑨ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生
	した場合。
	⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生し
	た場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
	① その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ
	とを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置
	が必要と判断した場合。

緊急事態区分 緊急事態を判断するEAL ① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏 えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合 において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉 施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及 び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第9号)第58条第1 項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成 25年原子力規制委員会規則第10号)第72条第1項の基準に適用しない場合に は、5分以上)継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の液位を維持でき ていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の 制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した 場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原 施設敷地 子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 緊急事態 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通 (第2段階) 信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転およ び停止中において想定される上昇率を超えること。 ① 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれが あること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあるこ と、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場 合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ◎ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準 として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業 所外運搬に係る場合を除く。)。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ と等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれが あり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の 一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入(電動駆動による挿入を除
	く。) により原子炉を停止することができないこと、または停止したことを確認する
	ことができないこと。
	② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。
	③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最
	高使用温度に達すること。
	④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉
	施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及
	び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその
	附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30
	分以上)継続すること。
	⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続
	すること。
	⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を
	検知すること。
全面緊急事態	⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液
(第3段階)	位の変化その他の事象を検知すること。
	⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで
	低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯
	蔵槽の液位を測定できないこと。
	⑨ 原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉
	を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、または原子炉も
	しくは使用済燃料貯蔵槽施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置す
	る原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の
	全ての機能が喪失すること。
	⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納 容器の障壁が喪失するおそれがあること。
	⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の 判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場
	一
	ロ (事業が)が座滅に示る物口で深て。)。 ② その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物
	質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれ
	があり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
	~ ジノ (*** 1 / 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7

3. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設(当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以
	上測定できないこと。
	② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
	③ 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が
警戒事態	発表された場合。
(第1段階)	④ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生し
	た場合。
	⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ
	とを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置
	が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで
	低下すること。
	② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準
施設敷地	として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業
緊急事態	所外運搬に係る場合を除く。)。
(第2段階)	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ
	と等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれ
	があり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の
	一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
	② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の
	判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合
全面緊急事態	(事業所外運搬に係る場合を除く。)。
(第3段階)	③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあるこ
	と等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出
	されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発
	生すること。

4. 炉規法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【関西電力(株)美浜発電所1,2号機】

	(11/1/2011/21-11/21-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	 ① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分 緊急事態を判断するEAL ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。		
施設敷地 緊急事態 (第2段階) として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業 所外運搬に係る場合を除く。)。 ② 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に 影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	緊急事態	として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の 判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための 施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ 放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内 退避を開始する必要がある事象が発生すること。

(イ) 運用上の介入レベル (OIL)

① 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県及び町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査(以下「スクリーニング」という。) の結果から簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、 地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始 すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食 物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

② 具体的な基準及び防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)を設定する。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をOILに 照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要 がある。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表3のと おりとする。

表3 ΟΙLと防護措置

	1	と防護指直				I
	基準の種類	基準の概要	初期	期設定値※1		防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射 線、再浮遊したが不注 をしたが不注 をはるには、はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	5 (地上1mで計測	00 μ Sv/h 則した場合の 空間放射線		数時間内を目途に 区域を特定し、避 難等を実施(移動 が困難な者の一時 屋内退避を含む。)
· 提置 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	OIL4	不注意な経口摂取、 皮膚汚染からの外部 被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線: (皮膚から数cm β線:13,000cp (皮膚から数cm	om ^{※4} 【1ヶ	号の計数率) 月後の値】	避難または一時移 転の基準に基づい て避難した避難者 等をスクリーニン グして、基準を超 える際は迅速に簡 易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からしたかり の放射 をしたがあります。 をはずるでは、 をはばく影響をはます。 をはばく影響をはまます。 をはばくが、 のでは、 をはばくが、 をはばくが、 をはばくが、 をはばくが、 をはばくが、 をはばくが、 をはばくという。 といる。 という。 といる。 とい。 といる。 とい。 といる。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい。 とい。 とい。 とい。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 といる。 とい	2 (地上1mで計測		の 線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域を特定し、地域を特定を摂取を相限するともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食	飲食物に係 るスクリー ニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0. ! (地上 1 mで計測	5 μ Sv/h ^{※6} 則した場合φ 空間放射線	カ	数日内を目途に飲 食物中の放射性核 種濃度を測定すべ き区域を特定
物摂取制限%	OIL6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ば く影響を防止するため、飲食物の摂取を 制限する際の基準	核種 ^{※7} 放射性ヨウ素 放射性セシウム プルトニウム及 び超ウラン元素 のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・ 乳製品 300 200 1	野菜類、殻類、肉、卵、魚、その他 2,000 ^{※8} 500 10	1週間内を目途に 飲食物中の放射性 核種濃度の測定と 分析を行い、基準 を超えるものに き摂取制限を迅速 に実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が $20cm^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120Bq/cm^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第5 計画の周知徹底

この計画は、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るものとする。

また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6 県地域防災計画との関連

美浜町地域防災計画(原子力災害対策計画)を作成又は修正するに当たっては、福井県地域防災計画 (原子力災害対策編)を基本とし、抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めてお くものとする。

第7 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正、指針の改定、福井県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

(資料編)

- 1-1-4 原子力発電所関連施設設置状況
- 1-1-4 各発電所における緊急時活動レベル

別表1 (本節第4関係)

町に関係する原子力事業所設置概要

(令和3年4月1日現在)

	原子力事業所	号 機	所 在 地	炉 型	認 可 出 力 (万 kW)	電 調 審 決 定 年 月	原子炉設置 許可年月日	着 工 年 月	営業(本格)運転開 始年月日
	関西電力㈱美浜発電所	3 号機	美 浜 町 丹 生	PWR	82.6	S.46. 6.30	S. 47.3.13	S. 47. 7.31	S.51.12. 1
運	日 本 原 子 力 発 電 ㈱ 敦 賀 発 電 所	2 号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12.27			S. 62. 2.17
転中	関西電力(株)大飯発電所	3 号機4 号機	おおい町大島	PWR "	1 1 8. 0 1 1 8. 0	S 6 0 . 1 . 3 1	S 6 2. 2.10	S. 62. 3. 28 S. 62. 3. 28	H. 3.12.18 H. 5. 2. 2
'	小	計		4 基	434.6				
準備設	日 本 原 子 力 発 電 ㈱ 敦 賀 発 電 所	3 号機4 号機	敦賀市明神町	PWR "	153.8 153.8				
中設	小	計		2基	307.6				
	日 本 原 子 力 発 電 ㈱ 敦 賀 発 電 所	1 号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	S. 40. 5.19	S. 41. 4. 22	S . 4 2 . 2	S. 45. 3.14
	関西電力㈱美浜発電所	1 号機 2 号機	美浜町丹生	PWR "	3 4. 0 5 0. 0	S. 41. 4. 4 S. 42. 12. 22		S. 42. 8.21 S. 43.12.19	S . 4 5 . 1 1 . 2 8 S . 4 7 . 7 . 2 5
廃止	関西電力(株)大飯発電所	1 号機 2号機	おおい町大島	PWR "	1 1 7. 5 1 1 7. 5	S. 45. 10. 28	S. 47. 7. 4		S. 54. 3.27 S. 54.12. 5
上措置中	日本原子力研究開発機構新型転換炉ふげん発電所		敦賀市明神町	ATR	16.5	_	S. 45.11.30	S. 46. 8.18	S.54. 3.20 H.15. 3.29 運 転 終 了
	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ		敦賀市白木	FBR	28.0	S. 57. 5.14	S. 58. 5. 27	S. 60. 9. 6	_
	小	計		5 基	164.2				
	合 計			13基	1 1 4 1. 4				

BWR(<u>B</u>oiling <u>W</u>ater <u>R</u>eactor): 沸騰水型軽水炉

PWR (<u>P</u>ressurized <u>W</u>ater <u>R</u>eactor):加圧水型軽水炉

FBR(Fast Breeder Reactor): 高速増殖炉 APWR(<u>A</u>dvanced Pressurized Water Reactor): 改良型加圧水型軽水炉

(注) ①着工年月は、工事計画認可の月とした。

②高速増殖原型炉もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

原子力防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務は、美浜町地域防災計画(一般災害対策計画)第1章第6節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務又は業務
第 1 美浜町	エネルギー政策策室 担別る	(1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 広報 (16) 退避及び避難に関する計画に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 緊急時医療措置に関すること (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送及び必要物資の調達 (21) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金、義援物資の受入及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入 (26) 文教対策 (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力災害対策に対する協力

第2 その他の市町 防災担当課 (1)関係市町の応援(2)避難誘導の援助(3)広域避難所の開設(4)広報 第3 福井県 危機対策 ・防災課 (1)福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務(2)原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子要員の現況等の届出の受理(3)原災法に基づく立入検査と報告の徴収(4)原子力防災に関する組織の整備(6)原子力防災に関する組織の整備(6)原子力防災に関する組織の整備(6)原子力防災に関する教育・訓練(8)通信・連絡網の整備(9)原子力防災に関する機器及び諸設備の整備(10)環境条件の把握(11)災害状況の把握及び伝達(12)福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策者する事務(13)環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表(14)広報(15)住民の退避・避難、立入制限等(16)救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応(17)緊急時医療措置に関する事務	一力防災
(3) 広域避難所の開設 (4) 広報 (4) 広報 (4) 広報 (5) 福井県 (6) 様 対 策 (1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との(5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策オする事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応(17) 緊急時医療措置に関する事務	-力防災
(4) 広報 (4) 広報 (4) 広報 (5) 福井県 (6) 機 対 策 (1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子 要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策 する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応 (17) 緊急時医療措置に関する事務	一力防災
第3 福井県 た 機 対 策 (1)福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2)原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子 要員の現況等の届出の受理 (3)原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4)原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との (5)原子力防災に関する組織の整備 (6)原子力防災に関する教育・訓練 (8)通信・連絡網の整備 (9)原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10)環境条件の把握 (11)災害状況の把握及び伝達 (12)福井県原子力災害警戒本部及び原子力災害対策 する事務 (13)環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14)広報 (15)住民の退避・避難、立入制限等 (16)救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応 (17)緊急時医療措置に関する事務	力防災
(18)飲食物等の摂取制限等 (19)緊急輸送及び必要物資の調達 (20)飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (21)防災業務関係者の被ばく管理 (22)自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入 (23)災害救助法の適用 (24)義援金、義援物資の受入及び配分 (25)広域応援の要請及び受入 (26)文教対策 (27)ボランティアの受入 (28)汚染の除去等 (29)各種制限措置の解除 (30)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31)風評被害等の影響の軽減 (32)住民相談体制の整備 (33)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支 (34)心身の健康相談体制の整備 (35)物価の監視 (36)関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、財協力 (37)関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達協力要請等 (38)隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達協力要請等	(新) 接
(2)原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に 体制の確立と実施 (3)退避(避難)施設としての協力	一関する

第4 県警察 (敦賀警察署)	警備課	(1)周辺地域に関する情報収集 (2)周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3)避難の誘導及び屋内退避の呼びかけ (4)交通の規制及び緊急輸送の支援 (5)犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
第5 敦賀美方消防組合 消防本部	防災指令課	(1)緊急時における県・市町村等との連絡調整(2)住民の避難誘導、救助・救急等(3)救急搬送に関すること(4)緊急消防援助隊の受入に関すること
第6 県内全消防局、消 防本部	警防担当課	(1)福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

第7 指定地方行政機関

	1		
1 中部管区警察局	, , , , ,	周整	(1)管区内県警察の指導、調整に関すること
	第二	課	(2)他管区警察局との連携に関すること
			(3)関係機関との協力に関すること
			(4)情報の収集及び連絡に関すること
			(5)警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務	課	(1)電波の統制管理及び有線電気通信の監理
			(2)原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局	総務	課	(1)地方公共団体に対する災害復旧事業債及び地方短期資金
(福井財務事務所)			(災害つなぎ資金) の貸付
			(2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
			(3)原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付
			(4)避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、
			宿舎)の情報収集及び情報提供
4 近畿厚生局	総務	課	(1)国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導
			(2)原子力災害時における国立病院収容患者の医療等の指示
			調整
			(3)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・
			その他救助の指示
5 福井労働局	総務	課	(1)原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に
			関する監督指導
			(2)原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働
			者の労災補償
6 北陸農政局	地方参	事官	(1)農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
(福井県拠点)	室総括		(2)原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と
	_ ,_ ,_		引渡
7 近畿中国森林管	企画調	整 課	(1)国有林における汚染対策
理局		17/1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(福井森林管理署)			
8 近畿経済産業局	総務	課	(1)原子力災害の情報収集及び対応に関する協力
			(2)電力・ガスの供給の確保及び復旧支援
			(3)防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円
			滑な供給の確保
			(4)中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌
			に関する対応

9 中部経済産業局 (電力・ガス事業北 陸支局)	総 務 課	(1)原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2)電気の応急・復旧
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	道路管理課	(1)一般国道(指定区間)の管理
11 北陸地方整備局 (敦賀港湾事務所)	沿岸防災対策室	(1)港湾区域内の直轄港湾施設及び防災施設の整備
12 中部運輸局 (福井運輸支局)	総 務 企 画 当	 (1)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2)原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3)原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (4)原子力災害時における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (5)原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
13 大阪航空局 (小松空港事務所)	管 理 課	(1)原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
14 東京管区気象台 (福井地方気象台)	防災担当	 (1)気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2)気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3)気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4)地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5)防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
15 第八管区海上保 安本部 (敦賀海上保安部)	警 備 救 難 課	(1)海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制(2)海上におけるモニタリング支援(3)海上における緊急輸送

第8 自衛隊

1	陸上自衛隊	中 部 方	面	(1)モニタリング支援
		総監	部	(2)被害状況の把握
		防 衛	部	(3)避難の援助
		防 衛	課	(4)避難者等の捜索救助
		運用	室	(5)消防活動
		第 1	4	(6) 救護
		普通科連	隊	(7)人員及び物資の緊急輸送
		第 3	科	(8)スクリーニング及び除去
2	海上自衛隊	舞鶴地	方	(9)その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
		総監	部	
		防 衛	部	
3	航空自衛隊	第6航空	三田	
		防衛	部	

第9 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 西日本電信電話(株)	福 井 支 店	(1)原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社	福井県支部	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施 (2)原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便(株)	北陸支社	(1)原子力災害時における郵便業務の確保 (2)原子力災害時における郵便業務に係る災害特別 事務取い及び救護対策 (3)原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 (株)NTTドコモ 北陸支社	福 井 支 店	(1)原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5 KDDI(株)	北陸総支社	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
6 ソフトバンク モバイル(株)ソフトバンク テレコム(株)	地 域 総 務 部 (北陸) 地 域 総 務 部 (北陸)	(1)原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 (一社)福井県医師会		(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
8 公共交通機関 西日本旅客鉄道(株)	金沢支社	(1)原子力災害時における人員の緊急輸送
福井鉄道(株)	運 輸 課 業 務 課	
9 自動車輸送機関・日本通運㈱・福山運送㈱・佐川急便㈱・ヤマト運輸㈱・濃飛西濃運輸㈱	福 井 支 店 福 井 支 店 本社 (中日本) 福 井 主 管 支 店 福 井 支 店	(1) 災害対策用物資の輸送
10 中日本高速道路(株)金 沢支社	敦賀保全・サービ スセンター	(1)原子力災害時における道路交通の確保等
11 西日本高速道路(株)関 西支社	福知山高速道路事務所	(1)原子力災害時における道路交通の確保等

12 報道機関 ・日本放送協会福井 放送局 ・福井放送(株)		(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報及び各種指示等の伝達
・福井テレビジョン 放送㈱・福井エフエム放送 (株)13 電力関係機関		(1)原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
・関西電力(株) ・日本原子力発電(株)	美 浜 発 電 所 敦 賀 発 電 所 敦賀廃止措置実証	(2)原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備(4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、
• 日本原子力研究開発機構	本部	施設及び設備の整備点検 (5)原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報及び報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県及び町が実施する原子力災害対策へ の積極的な協力
・北陸電力(株)	福井支店	(1)緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2)その他、県及び町が実施する原子力防災対策への 積極的な協力
14 研究機関 ・国立研究開発法人日本原 子力研究開発機構(原子力 緊急時支援・研修センター) ・国立研究開発法人 量子 科学技術研究開発機構		(1)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2)緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3)原子力防災に関する研修 (4)原子力防災訓練への参画
15 (公財)福井原子力 センター		(1)原子力防災に関する知識の普及 (2)県・市町が実施する災害応急対策への協力
16 ガス関係機関 ・(一社)福井県エルピー ガス協会		(1)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2)原子力災害時におけるガス供給の確保

第10 その他公共的団体

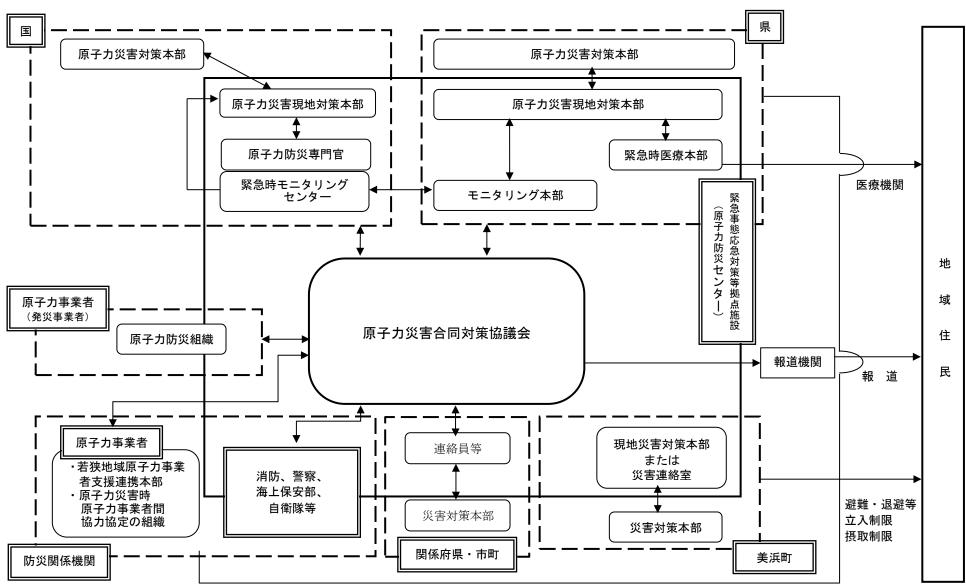
1	三方郡医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
2	美浜町社会福祉協議会	(1)災害弱者に対する支援 (2)福祉活動 (3)ボランティアの受入・調整、人材の育成
3	敦賀美方農業協同組合	(1)農産物の出荷制限等応急対策の指導(2)食料供給支援(3)有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力
4	れいなん森林組合	(1) 林産物に関する対策の指導
5	美浜町漁業協同組合	(1)漁船等への広報協力 (2)水産物の出荷制限等応急対策の指導
6	わかさ東商工会	(1) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びにあっせん
7	学校法人	(1)原子力防災に関する知識の普及及び指導 (2)原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に 関する体制の確立及び実施 (3)退避(避難)施設としての協力
8	病院等	(1)災害時における病人等の収容、保護 (2)災害時における負傷者等の医療、助産、救助
9	社会福祉施設	(1)入所者等に対する避難訓練の実施 (2)原子力災害時における入所者の保護

第3節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、国から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官(以下「原子力防災専門官」という。)、上席放射線防災専門官、県、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、別図1に示す「防災対策図(概念図)」のとおりとする。

別図1 (第3節関係) 防災対策図 (概念図)



第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力防災体制の整備

第1 基本方針

災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力災害対策重点 区域の範囲に及び又は及ぶおそれがある場合(以下「緊急時」という。)に対する備えが重要であること から、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 平常時の安全対策

平常時から施設及び周辺の状況を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の 安全対策を講ずるものとする。

- (1)町は、原子力災害を未然に防止するため、原災法第7条第1項の規定に基づき原子力事業者が作成 した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保に関 する協定」等を活用し、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努め るものとする。
- (2)町は、県と緊密な連携のもとに、周辺環境の安全を確認するため環境放射線の監視及び温排水の影響調査を実施するとともに、福井県環境放射能測定技術会議における検討、評価結果について把握するものとする。
- (3)町は、県が開催する福井県原子力環境安全管理協議会で報告される県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能及び温排水並びに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認するものとする。
- (4)原子力事業者は、原子力発電所の運転等に際しては、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年6月10日法律第166号、以下「原子炉等規制法」という。)等、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響が及ぶことがないよう安全を確保するとともに、「原子力発電所周辺環境の安全確保に関する協定」等を遵守するものとする。
- (5)町は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条第1項の規定に基づく原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することなどにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防(再発防止を含む。)のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する町の職員は、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第3 緊急事態応急対策等拠点施設の整備

(1)町は、原災法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設(以下「原子力防災センター」という。)の指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

- (2)町は、県が国の協力を得て行う「原子力防災センター」の整備に協力する。
- (3)町は、平常時から国、県、原子力事業者等と協力して、それぞれの役割と責任に応じて、過酷事故に おいても継続的に活動することのできる原子力防災センターの施設、設備、資機材、資料等について 適切に維持・管理に努めるものとする。
- (4)町は、国、県、原子力事業者と連携して、当該施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から教育・訓練等に活用するものとする。

第4 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項 について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

(1) 応急活動のためのマニュアル作成

町は、県と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員及び防災関係機関に周知する とともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 職員の参集体制

町は、速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿 (衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(3)職員の配備体制等

町は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の別表1 に示す配備基準に基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力 災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定 めておくものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(4)原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

町は、県が原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県、国、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等あらかじめ職員の派遣体制及び必要な資機材の整備を図るものとする。

(5)現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに町の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を定めておくものとする。

(6)原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

ア 町は、原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言(以下「原子力緊急事態宣言」という。)発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、原災法第7条第2項に定める関係周辺都道府県(以下「関係府県」という。)等とともに、同法第23条第1項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会(以下「原子力災害合同対策協議会」という。)を組織し、原子力防災センターに設置するものとする。このため、町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

イ 原子力防災センターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町村、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、町は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(7)長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、関係市町、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(8)防災関係機関相互の連携体制

町は、国の担当省庁、原子力防災専門官、県、自衛隊、県警察、敦賀美方消防組合消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平常時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。

(9)国の専門家の派遣要請手続及び受入体制

町は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続及び受入体制の整備を図るものとする。

(10) 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。

(11)緊急消防援助隊の受入体制の整備

町は、国、県及び敦賀美方消防組合消防本部と協力し、緊急消防援助隊による人命救助活動等を 行うための受入体制の整備に努めるものとする。

(12) 自衛隊への派遣要請手続及び受入体制

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行うことができるよう、あらかじめ要請の手順、 連絡調整窓口、連絡方法、自衛隊の参集拠点を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制 の整備等必要な準備を整えておくよう求めるものとする。

原子力緊急事態宣言発出後に国が要請した自衛隊の受入体制についても、同様とする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応 急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行ってお くものとする。

第5 広域避難等

町は、町の住民が行う原子力事業所から30km圏外への避難(以下「広域避難」という。)について、住民の避難が迅速かつ円滑に行われるよう、国が示す方針及び県並びに関係市町との協議をもとに、避難先、一時集合施設、避難車両中継所等を要綱で定めるものとする。

避難先からのさらなる避難を避けるため、広域避難先は原子力災害対策重点区域外とする。

なお、町は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の広域避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

第6 避難収容活動体制の整備

(1)避難計画の策定

町は、国、県及び原子力事業所の協力の下、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定するものとする。

(2)避難所等の整備等

ア 避難所等の整備

町は、地域防災センター、コミュニティーセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする。

また、町は指定緊急避難場所等の指定に当たっては、県の助言を得て、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好 に保つための設備の整備に努めるものとする。

イ 避難誘導用・移送用資機材・車両等の確保

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、町は、県と協力し、広域避難も想定して避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

ウ コンクリート屋内退避施設の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

エ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

町は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

オ 被災者支援の仕組みの整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備 等に努めるものとする。

カ 避難所における設備等の整備

町は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。

キ 物資の備蓄に係る整備

町は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、 炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学 校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

(3)学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、町は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡に関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(4)不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画及び訓練とするよう努めるものとする。

(5)住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(6)居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

町は、国及び県と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(7)警戒区域を設定する場合の計画の策定

町は、国と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

(8)避難所等、避難方法等の周知

町は、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう努めるものとする。また、スクリーニング(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)、安定ョウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法(自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態(美浜町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合(福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。)をいう。以下同じ。)及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

(9)要配慮者に対する退避等体制

本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第7 緊急輸送活動体制及び交通体制の整備

- (1)町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続、空港等から現地までの先導体制等) について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。
- (2)町は、町の管理する情報版等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第8 救助・救急、消火及び防災活動資機材等の整備等

(1)救助・救急活動用資機材の整備

町は、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、県及び敦賀美方消防組合消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、県の助言を受け、広報車、救助工作車等の整備に努めるものとする。

(2)救助・救急機能の強化

町は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(3)消火活動用資機材等の整備

町は、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、県及び敦賀美方消防組 合消防本部と協力し、平常時から消防水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。

(4)防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、町は、国、県、県警察、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

また、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(5)物資の調達、供給活動体制の整備

ア 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、 孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあ らかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。ま た、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように は実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集 中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠 点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ 町は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。

ウ 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの 避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものと されている。

県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

(6)大規模災害又は特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助 隊の整備を推進する。

第9 複合災害に備えた体制の整備

(1)町は、国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(2)町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員 及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、 指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第10 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

(資料編)

- 2-1-2 原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書
- 2-1-2 美浜町および敦賀市の相互立地隣接協定書
- 2-1-3 緊急時防災活動資機材一覧表

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員等の届出の受理

第1 基本方針

原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法 第7条第1項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業 務計画(以下「原子力事業者防災業務計画」という。)に関する協議、当該計画に定める原子力防災要員 等の届出について定める。

第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1)町は、原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、原子力事業者から原子力事業者 防災業務計画の案を受理して協議を開始することとされている。

また、原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。

(2)原子力事業者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、町及び県に対し、原子力事業者防災業務計画の 作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存するものとする。

第3 原子力防災要員等の届出の受理

町は、原子力事業者から原災法第8条第4項の規定に基づく原子力防災組織の原子力防災要員の現況 についての届出、原災法第9条第5項の規定に基づく原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任 又は解任についての届出、原災法第11条第3項の規定に基づく放射線測定設備及び原子力防災資機材 の現況についての届出について受理するものとする。

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

第1 原子力防災専門官との連携

町は、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、平常時から次の事項について原子力防災専門 官と密接な連携を図り、県が定期的に開催する連絡会議に参加するものとする。

- (1)美浜町地域防災計画 (原子力災害対策計画) の修正
- (2)原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3)原子力防災訓練の計画策定及び実施
- (4)原子力防災センターの防災拠点としての活用
- (5)事故時の連絡体制及び住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6)防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などの緊急時対応
- (7)その他原子力防災に関すること

第2 上席放射線防災専門官との連携

町は、県と連携し、次の事項について上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

- (1)緊急時モニタリング計画の作成
- (2)事故時の連絡体制の準備
- (3)緊急時モニタリング訓練の実施
- (4)緊急時モニタリングセンターの準備の協力
- (5)緊急時モニタリングの実施
- (6)他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等

第4節 防災業務関係者の人材育成

第1 基本方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。

第2 町における研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材及び装備の使用 方法等の習熟を図るものとする。

また、国、県及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項について研修を必要に応じ実施するものとする。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療 の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関する知識
- イ 原子力発電所等の施設に関する知識
- ウ 原子力災害とその特性に関する知識
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する知識
- オ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象予測等に関する知識
- カ 緊急時に町、国、県及びその他防災関係機関が講じる対策に関する知識
- キ 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関する知識
- ク 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関する知識
- ケ その他必要と認める事項

第3 原子力事業者における教育・研修

(1)原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防 災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

また、原子力事業者は、町及び県の行う研修に協力し、町及び県から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

(2)原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力事業所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めるとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

第5節 情報収集・連絡体制等の整備

第1 基本方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する情報連絡・伝達が 重要なことから、これらに必要な設備及び体制の整備を図る。

第2 通信連絡設備等の整備

(1)防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力 施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、町防災情報伝達システ ム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)の整備、車両など多様な媒体の活用や機動性のあ る緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

ア 専用回線網の整備

(ア) 町と県及び国との間の専用回線網の整備

町は、県と国が連携して行う、緊急時における町と県及び国との間の通信体制を充実・強化する ための専用回線網の整備・維持について、協力するものとする。

(イ) 原子力防災センターとの間の専用回線網の整備

町は、県が国と連携し行う、原子力防災センターと町及び県との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持について、協力するものとする。

イ 防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)の整備

町は、県防災行政無線の端末について、今後も、原子力防災への活用を図るものとする。

また、町は、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)の充実を図ると ともに施設の維持に努めるものとする。

ウ 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

エ 多様な媒体の活用

町及び県は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災情報伝達システム (屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

オ 情報収集・伝達システムの整備

町は、災害情報を迅速に収集するため、衛星携帯電話、無線電話、携帯電話等を整備するととも に、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

カ 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、 原子力事業所から消防機関への通報設備の整備に努めるものとする。

(2)住民に対する情報連絡・伝達整備の充実

町は、原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するにあたり、緊急通信手段を確保するため、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、広報車、ケーブルテレビ、音声告知システム、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

なお、観光客など一時的に滞在する者(以下「一時滞在者」という。)については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

(1)町と関係機関相互の連絡体制の確保

- ア 町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。
- (ア) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)
- (イ) 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- (ウ) 防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)
- (エ) 関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

イ 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地発災現場の状況等について、必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

エ 非常通信協議会との連携

町は、北陸地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的 運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 移動通信系の活用体制

町は、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するものとする。

カ 災害時優先電話の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

キ 通信機器の操作方法の習熟

町は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟しておくものとする。

ク 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2)住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の 経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分か りやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

さらに、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。

- イ 町は、国及び県と連携し、地震や津波等の複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、 的確な情報を常に伝達できるよう、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災ア プリ)、広報車両等の施設及び装備の整備を図るものとする。
- ウ 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- エ 町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- オ 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制の整備については、本章第12節「要配慮者に配慮した応 急対策」によるものとする。

(資料編)

- 2-5-2 専用電話系統図、電話番号一覧表
- 2-5-2 福井県防災情報ネットワーク回線構成図
- 2-5-2 福井県防災行政無線系統図(抜粋)、電話番号一覧表
- 2-5-2 衛星携帯電話配備状況
- 2-5-2 有線放送施設
- 2-5-3 原子力発電所通信施設
- 2-5-3 船舶に対する周知系統図

第6節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

第1 基本方針

原子力事業所から大量の放射性物質又は放射線の放出があった場合等、原子力事業所周辺環境の放射性物質及び放射線に関する状況の迅速な把握を行うとともに、その状況を迅速かつ的確に提供することが重要なことから、緊急時モニタリングに係る協力体制の整備を図る。

第2 緊急時モニタリング体制整備に対する協力

町は、県が国、関係府県、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して行う、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携強化等による、緊急時モニタリング体制の整備に協力するものとする。

第7節 原子力災害医療体制の整備

第1 基本方針

原子力災害では、専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要であり、緊急被ばく医療体制の充実が 重要なことから、初期、二次及び三次被ばく医療体制、広域的医療体制及び住民に対する心身の健康相 談体制の整備を図る。

第2 原子力災害医療体制の確立

(1)広域災害・救急医療情報システム等の活用

町は、県が整備した広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、町、県、防災関係機関並びに高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等とのネットワーク化を図るものとする。

(2)救急医療班の整備

町は、県と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定めるものとする。

(3)心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談 に応じるための体制を整備するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、PAZ内の住民等及びPAZ外であって安定ョウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ョウ素剤の事前配布体制並びにPAZ外の住民等に対する緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ョウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

ア 事前配布体制の整備

- (ア) 町は、県と連携し、事前配布用の安定ョウ素剤を役場庁舎等において管理するとともに、事前 配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ョウ素剤の備蓄 を行うものとする。
- (イ) 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。
- (ウ) 町は、県と連携し、説明会において安定ョウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、 説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ョウ素剤を必要量のみ配布するものとする。
- (エ) 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ョウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新 しい安定ョウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ョウ素 剤の回収・配布に努めるものとする。

イ 緊急時における配布体制の整備

- (ア) 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ョウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ョウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (4) 町は、県と連携し、避難を行う住民等に対して安定ョウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、 服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ウ 共通事項

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、 副作用が発生した住民等の受入協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

第4 被ばく医療措置訓練の実施

町は、県、原子力事業者、医療関係者及びその他の防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ば く患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

第5 原子力事業者通報連絡体制等の整備

原子力事業所は、被ばく患者が発生した場合の事業所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る 体系的な整備を図るとともに、町、県、医療機関、搬送機関(消防、海上保安庁、自衛隊等)等の関係機 関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受入について緊密な関係を保持するものとする。

(資料編)

2-7-3 病院診療所一覧表

第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発及び国際的な情報発信

第1 基本方針

住民においても、平常時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護活動を実施する上で必要である。このため、町・県をはじめとする防災関係機関は、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、県から必要な助言を受けるものとする。

- ア 放射性物質及び放射線の特性
- イ 原子力施設の概要
- ウ 避難所等に関すること
- エ 原子力災害と原子力防災対策
 - (7) 過去の原子力災害の事例
 - (イ) 原子力災害に関する特性
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法の概要
 - (エ) 県、国等が緊急時に講じる原子力防災対策の内容
- オ 原子力災害時における留意事項
 - (ア) 緊急時にとるべき行動
 - (イ) 避難所等での行動
 - (ウ) 飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点
- カ その他必要な事項

(2)広報の方法

町は、防災知識の普及に当たっては、広報紙、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得る とともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3)防災訓練の活用

町は、原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4)防災教育の充実

町は、県と連携し、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(5)要配慮者への配慮

町が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域に おいて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、 男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(6)要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事 前対策」によるものとする。

(7)避難状況の把握

町は、県の協力を得て、避難状況の確実な把握のため、住民等が指定をした避難所以外に避難した場合等に、町原子力災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することを周知するものとする。

(8)災害に関する資料の公開

町は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(9)国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第9節 原子力防災訓練等の実施

第1 基本方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子 力防災訓練(以下「防災訓練」という。)を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の計画策定及び協力

- (1)町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災 関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定 を県と共同又は独自に行うものとする。
 - ア 緊急時通信訓練計画
 - イ 災害対策本部等設置運営訓練
 - ウ 原子力防災センター設置運営訓練
 - 工 自衛隊災害派遣運用訓練
 - オ 緊急時モニタリング訓練
 - カ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
 - キ 緊急被ばく医療措置訓練
 - ク 住民避難・退避訓練
 - ケ 避難所等運営訓練
 - コ 広報訓練
 - サ 交通対策等措置訓練
 - シ 人命救助活動訓練
- (2)町は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第3 防災訓練の実施

- (1)町は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者及びその他防災 関係機関と連携して、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた防災訓練を定期的に実施する ものとする。
- (2)町は、県が原災法第13条に基づき作成する国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第2(2)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価

町は、防災訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を 具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間 を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方 法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとす る。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

町は、防災訓練を実施するにあたり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、国、県、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、町地域防災計画(原子力災害対策計画)の修正等を行うものとする。

第5 防災訓練に関する普及啓発

町は、住民に対して町広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第10節 広域的相互応援体制の整備

第1 基本方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

第2 広域相互応援体制

(1)福井県・市町災害時相互応援協定の活用

町は、市町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、町が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2)福井県広域消防相互応援協定の活用

町は、敦賀美方消防組合消防本部を通じ「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第3 関係機関との協定

町は、関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても活用するものとする。

第11節 原子力発電所上空の飛行規制計画

第1 基本方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和46年8月の自衛隊の低高度 訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第2の規制措置が国(国土交通省)においてとられたがこの 飛行規制措置について、町、国、県及び原子力事業者が連携して対応する。

第2 国の航空安全確保に関する規制措置

国(国土交通省)は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空 安全の確保に関する規制措置を行っている。

- (1)原子力施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可(最低安全高度以下の飛行に係る許可)は行わないこと。(「原子力関係施設上空の許可について」昭和44年7月5日付け空航第263 号運輸省航空局長通達ほか)
- (2)原子力施設付近の上空(①北緯35度56分34秒/東経136度06分24秒 ②北緯35度4 3分/東経136度19分 ③北緯35度35分/東経136度13分 ④北緯35度36分/東経 135度38分)の内側で自衛隊低高度訓練及び試験飛行等を行う場合は、北緯35度42分/東経 135度58分の地点、北緯35度44分/東経135度59分の地点及び北緯35度45分/東経 136度01分の地点を中心とする半径2海里の円内の区域の直上2,000フィートまでの空域を 飛行禁止する。(航空路誌:平成12年1月27日公示)

なお、上記原子力施設上空の飛行について、2,000フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。

(3)原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

第3 町の対応

町は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県及び大阪航空局小松空港事務 所に連絡するものとする。

第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

第1 基本方針

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が通常五感に感じられないため、要配慮者には特に 配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

(1)要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

町は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受け やすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むも のとする。

- ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主 体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるも のとする。
- イ 町は、県の支援を得て、要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。
- ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。
- エ 町は、県の助言を得て、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。
- オ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を図るもの とする。
- (2)病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難 経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法 等についての避難計画を作成するものとする。

(3)社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、 誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等につい ての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る ものとする。

第3 防災知識の普及

(1)支援体制の整備

町及び県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2)要配慮者に対する防災知識の普及啓発

町は、県と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、学校等の管理者は、町及び県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第4 防災訓練における配慮事項

町及び県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第13節 防災対策資料の整備及び防災対策に関する研究等の推進

第1 基本方針

原子力災害に際し、放射性物質及び放射線による汚染の影響範囲を迅速に予測するとともに的確に応 急対策を実施することが重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

第2 防災対策資料の整備

(1)収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(2)防災対策上必要な資料の整備

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、 次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設や原子力防災センターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

- ア 原子力防災体制に関する資料
 - (ア) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料
 - (4) 協定書
 - (ウ) 原子力防災センターに関する資料
 - (エ) 町の警戒本部、災害対策本部等に関する資料
 - (オ) 国の専門家に関する資料
 - (カ) 防災関係機関に関する資料
- イ 原子力事業所の設置状況に関する資料
- ウ 情報収集・連絡体制に関する資料
 - (ア) 専用電話に関する資料
 - (4) 町防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)に関する資料
 - (ウ) 有線電話に関する資料
 - (エ) 原子力発電所通信施設に関する資料
 - (オ) 船舶に対する周知系統に関する資料
- エ モニタリングに関する資料
 - (7) 平常時モニタリング計画に関する資料
 - (イ) 緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料
 - (ウ) モニタリング資機材に関する資料
 - (エ) 気象に関する資料
- オ 緊急被ばく医療措置に関する資料
 - (ア) 安定ヨウ素剤等医療関係資機材の備蓄・配備状況に関する資料
 - (イ) 病院(診療所)に関する資料
 - (ウ) 緊急時医療本部の運営に関する資料
 - (エ) 放射線医学総合研修所に関する資料

- カ 防災活動資機材に関する資料
- キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料
- ク 広報活動に関する資料
 - (ア) 報道機関及びケーブルテレビに関する資料
 - (イ) 海上広報に関する資料
- ケ 農林畜水産物に関する資料
 - (ア) 生産及び出荷状況に関する資料
 - (イ) 流通経路に関する資料
 - (ウ) 水源地及び飲料水に関する資料
- コ 避難等に関する資料
 - (ア)原子力事業所周辺の人口、世帯数に関する資料
 - (イ)道路状況に関する資料
 - (ウ) ヘリポートに関する資料
 - (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料並びにあらかじめ定める避難計画
 - (オ)周辺地域の配慮すべき施設(保育園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等)に関する資料
- サ その他原子力防災対策重点区域の範囲及びその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上 必要な資料
- (3)原子力事業者の措置

原子力事業者は、原災法第12条第4項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを町及び県に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した 書類
- ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定
- エ 原子力事業所の施設の配置図

また、原子力災害対策重点区域の範囲及びその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上 必要な資料を整備するものとする。

(4)災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除 去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第14節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

第1 基本方針

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。防災関係機関においては、こうした輸送の特殊性等を踏まえて対応するものとする。

第2 防災機関の対応

- (1)事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機対策・防災課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2)事故の通報を受けた警察署等は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民等への情報伝達等必要な措置を実施するものとする。
- (3)事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。
- (4)町及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、 一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第1節 緊急時の通報連絡

第1 基本方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制及びその内容について定める。

第2 情報収集事態発生時の通報連絡

(1) 国が行う通報連絡

国(原子力規制委員会)は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、 関係省庁、町及び県に対し連絡を行う。

- (2) 点検状況等の報告及び連絡
- ア 原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、町及び県に連絡するものとする。

イ 国の措置

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、情報収集事態後の状況について関係省庁、 町、県に対し連絡を行う。

ウ 町及び県の措置

町及び県は、上記ア又はイの連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

第3 警戒事態(第1段階)発生時の通報連絡

(1)原子力事業者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者(以下「原子力防災管理者」という。)は、警戒事態(第1段階)に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに町、国(原子力規制委員会)、県、原子力防災専門官、敦賀警察署、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び各関係機関に、次に掲げる次項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所
- ウ 事故の原因
- エ 事故の程度、放射性物質又は放射線の放出状況及びその可能性
- オ 気象状況 (風向・風速)
- カ その他必要と認める事項

(2)国が行う通報連絡

国(原子力規制委員会)は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、その際併せて、気象情報を提供するものとする。

(3) 県が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた県は、その旨を直ちに町に連絡するものとする。

(4)町及び敦賀美方消防組合消防本部が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた町及び敦賀美方消防組合消防本部は、その旨を直ちに県並びに指定地方公共機関に連絡するものとする。

(5)敦賀警察署が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた敦賀警察署は、その旨を直ちに県警察本部に連絡するとともに、町 に連絡するものとする。

(6)敦賀海上保安部が行う通報連絡

本節第3(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに町に連絡するものとする。

(7)緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図1のとおりとする。

第4 災害状況の報告及び連絡

(1)原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第3(1)による通報を行った後の経過状況・応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第3(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、町の原子力災害警戒本部の設置後については、町原子力災害警戒本部、本節第3(1)に定める国(原子力規制委員会)、県(原子力災害警戒本部)及び原子力防災専門官に対し行うこととする。

(2)県が行う連絡

- ア 本節第4(1)の連絡を受けた県は、直ちに国(原子力規制委員会及び消防庁特殊災害室)、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部(局)、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊(陸上自衛隊第14普通科連隊(第3科)、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監防衛部及び航空自衛隊第6航空団防衛部及び自衛隊福井地方協力本部。本節において以下同じ。)及び必要に応じその他防災関係機関に連絡するものする。
- イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国(原子力規制委員会及び消防庁特殊災害室)、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部(局)、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。
- ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国及び原子力防災専門官から得た情報、町等の災害状況等をとりまとめ、遅滞なく上記(3)ア に定める防災関係機関に連絡するものとする。

(3)町が行う連絡

町は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県に連絡するとともに、県、県警察本部、敦賀美方消防組 合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関と相互に連絡をとるものとする。

- ア 災害発生に関する情報
- イ 災害の状況
- ウ 住民の状況
- エ 応急対策の活動状況
- オ 所有する車両等で収集した情報
- カ 県に対する要請事項
- キ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体及び財産に関する事項を優先するものとする。

(4)災害情報等の報告等

町は、上記(4)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとする。

また、報告の種類、報告の方法等については、美浜町地域防災計画(一般災害対策計画)第3章第6節「情報収集伝達計画」によるものとし、(5)に定める事項については、本節第6においても適用するものとする。

(5)災害状況の報告及び連絡系統

災害状況の報告及び連絡系統は別図2のとおりとする。

第5 施設敷地緊急事態 (第2段階) 発生時の通報連絡

(1)原子力事業者から施設敷地緊急事態(第2段階)に該当する事象の発生通報を受けたとき

ア 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態(第2段階)に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに町、国(官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府)、県、原子力防災専門官、県警察本部、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として 町、国(原子力規制委員会)及び県に限るものとする。

イ 国 (原子力規制委員会) が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国(原子力規制委員会)は、通報を受けた事象について、発生を確認したこと及び事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報について町をはじめ、官邸(内閣官房)、内閣府、関係市町、県、関係府県、県警察本部及び公衆に連絡する。また、PAZ関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、UPZ関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請する。

ウ 県が行う通報連絡

国(原子力規制委員会)、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部(局)、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。 また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、 国に随時連絡するものとされている。

オ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図3のとおりとする。

第6 施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡

(1)原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、町、国(官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府)、県、原子力防災専門官、県警察本部、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び各関係機関に本節第5(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に関する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として町、 国(原子力規制委員会)及び県に限るものとする。

(2)町及び県が行う連絡等

町及び県は、原子力防災管理者及び国(原子力規制委員会)から通報・連絡を受けた事項、自ら 行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

第7 国に対する専門家派遣の要請等

- (1)町は、原子力事業者から本節第5(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国(原子力規制委員会)に対して要請するものとする。
 - ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家
 - イ 被ばく医療に係る医療チーム
- (2)町又は県は、本節第7(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防 災センター(以下「現地原子力防災センター」という。)において専門家等の受入体制を整えるものと する。
- (3)その他国関係機関への派遣要請は、本章第15節「広域的応援の対応」によるものとする。
- (4)自衛隊の派遣要請は、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第8 全面緊急事態(第3段階)発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応 急対策状況の連絡・調整等

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、全面緊急事態(第3段階)に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに町、県、国(官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府)、原子力防災専門官、県警察本部、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部及び各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として町、 県及び国(原子力規制委員会)に限るものとする。

(2)国(原子力規制委員会)が行う通報連絡

国(原子力規制委員会)は、全面緊急事態(第3段階)又は原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

(3)県が行う対応

国 (原子力規制委員会)、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部(局)、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(4)町が行う対応

町は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、原子力災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(5)原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、町及び県をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整等を引き続き行うものとする。

第9 通信手段の確保

- (1)本節第3(1)の通報があったとき、町、国、県(危機対策・防災課)、県警察本部、敦賀美方消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2)町は、本節第3(1)の通報を受けた場合は、必要に応じ、電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請するものとする。

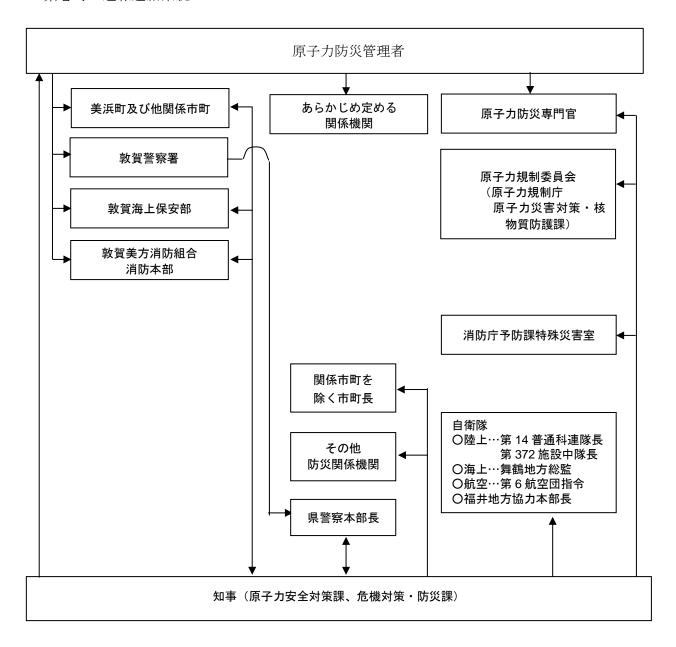
要請を受けた電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

- (3)町は、原子力災害警戒本部を設置した場合、県、原子力防災専門官、原子力事業者等と協力して現地原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。
- (4)地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、 防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)等を活用し、情報収集・連絡を行 うものとする。

原子力発電所に係る関係市町村一覧表

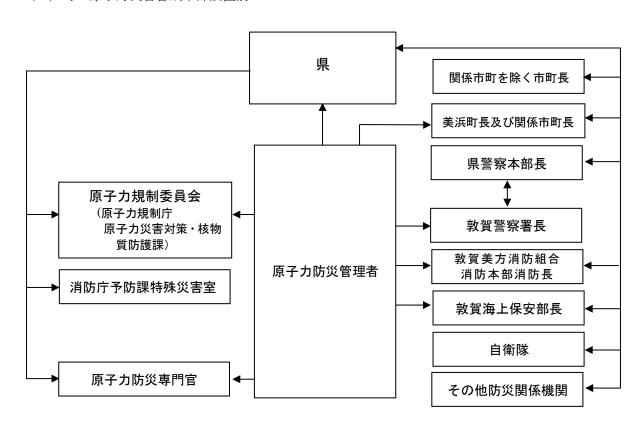
原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電㈱敦賀発電所	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江·丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
国立研究開発法人日本原子力研 究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江·丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
関西電力㈱美浜発電所	美浜町、敦賀市、 若狭町、南越前町、小 浜市、越前市、 越前町	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江·丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部
関西電力㈱大飯発電所	おおい町、高浜町、小 浜市、若狭町、 美浜町	小浜警察署 敦賀警察署	若狭消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部

別図1 (本節第3 (7) 関係) 緊急時の通報連絡系統

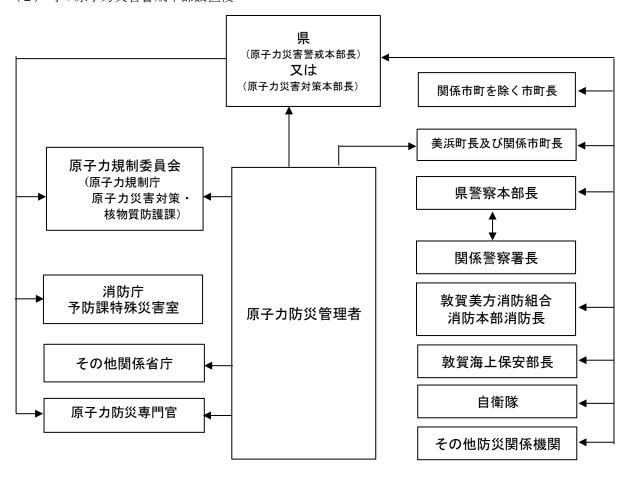


別図2 (本節第4 (5) 関係) 災害状況の報告及び連絡系統図

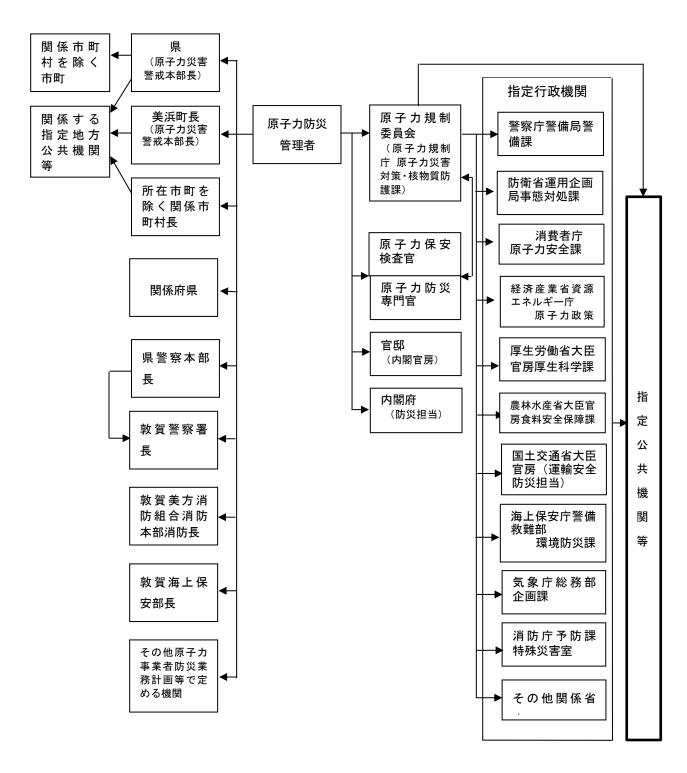
(1) 町の原子力災害警戒本部設置前



(2) 町の原子力災害警戒本部設置後



別図3 (本節第5 (1) オ関係) 施設敷地緊急事態(特定事象)発生時の通報連絡系統



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

第2節 緊急時活動体制の確立

第1 基本方針

原子力災害に際し、町をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に 対応することが重要であることから、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第2 町の組織動員体制

(1)動員配備の基準

職員の動員配備の基準及び人員は、別表1のとおりとする。

(2)配備体制の決定

原子力防災管理者から事故(緊急時)の通報があり、上記配備基準に該当するときは、エネルギー政策課長が町長の指示を受け配備体制を決定するものとする。

- (3)職員への伝達等
 - ア 勤務時間中における伝達
 - (7) 伝達体制
 - ① 町長が、配備体制の決定を行ったときは、エネルギー政策課長は、総務課長に伝達すものとする。
 - ② 総務班長(総務課長)は、副町長及び教育長に伝達するとともに、庁内放送、電話、ファクシミリ等によって職員の配備の伝達を行う。
 - ③ 電話、ファクシミリ等によって伝達を受けた各班長(各課長)は、関係職員に口頭又は庁内電話で連絡する。
 - (イ) 活動体制への移行

関係職員は、配備の伝達を受けたとき、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

- イ 勤務時間外又は休日等における伝達等
 - (ア) 伝達方法
 - ① 勤務時間外又は休日等に原子力防災管理者から事故(緊急時)の通報を受けたエネルギー政策 課長は、電話で町長及び総務課長に連絡するものとする。
 - ② 町長が、配備体制の決定を行ったときは、エネルギー政策課長は、総務課長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に参集することを伝達するものとする。
 - ③ 総務班長(総務課長)は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員及び各班長に参集することを伝達するものとする。
 - ④ 各班長(各課長)は、あらかじめ定める緊急連絡系統に基づき、参集指令の伝達を行う。ただし、関係職員は、自己の参集基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、参集指令の有無に関わらず参集する。
 - (イ)上記(ア)以外の参集
 - ① 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。
 - ② 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ウ) 参集場所

原則として、関係職員の所属とする。

(エ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、各班の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、総務課に報告するものとする。

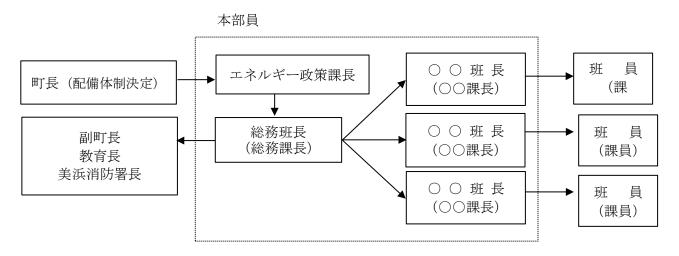
ウ 伝達系統

上記ア及びイ(ア)に定める伝達系統の概略図は別図1のとおりである。

別表 1 (本節第 2 (1)関係) 動員配備基準

配備基準	配備体制	動員体制
(1)町内で震度5弱の地震が発生したとき(敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く) (2)町内で震度5強の地震が発生した場合(敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。)	災害警戒本部を設置 (原子力災害警戒班 を災害警戒本部の一 部門と位置づけて設 災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班 を災害対策本部の一 部門と位置づけて設 置)	職員全員職員全員
(1)町内で震度5強以上かつ敦賀市 又はおおい町で震度6弱以上の 地震が発生したとき (2)福井県(当該原子力事業所所在 市町沿岸を含む津波予報区)に大 津波警報が発表されたとき (3)町内で震度5弱未満かつ敦賀市 又はおおい町で震度6弱以上の 地震が発生したとき (4)国(原子力規制庁)が警戒を必要 と認める原子炉施設の重大な故 障等が発生したとき (5)その他、国が原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合同警戒本部 の設置が必要と判断したとき (6)その他、町長が原子力災害警戒本 部の設置を必要と認めたとき	災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班を 災害警戒本部の一部門 と位置づけて設置) 原子力災害現地警戒本 部を設置 原子力災害警戒本部 を設置 原子力災害現地警戒 本部を設置	
(1)施設敷地緊急事態が発生したとき (第1章第4 別表2参照) (2)その他、知事が原子力災害対策本 部の設置を必要と認めたとき (1)全面緊急事態が発生したとき	原子力災害対策本部 を設置 原子力災害現地対策 本部を設置	職員全員
	たとき(敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く) (2)町内で震度5強の地震が発生した場合(敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。) (1)町内で震度5強以上かつ敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき(2)福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)に大津波警報が発表されたとき (3)町内で震度5弱未満かつ敦賀市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき(4)国(原子力規制庁)が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき(5)その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本の設置が必要と判断したとき(5)その他、町長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき (1)施設敷地緊急事態が発生したとき(第1章第4 別表2参照)(2)その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	たとき(教質市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く) (2)町内で震度5強の地震が発生した場合を除く。) (1)町内で震度5強以上かつ教質市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。) (1)町内で震度5強以上かつ教質市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき(2)福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)に大津波警報が発表されたとき (3)町内で震度5弱未満かつ教質市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき(3)町内で震度5弱未満かつ教質市又はおおい町で震度6弱以上の地震が発生したとき(4)国(原子力規制庁)が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき(5)その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき(6)その他、町長が原子力災害警戒本部の設置が必要と判断したとき(6)その他、町長が原子力災害警戒本部の設置が必要と判断したとき(6)その他、町長が原子力災害警戒本部の設置が必要と判断したとき(6)その他、町長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき (1)施設敷地緊急事態が発生したとき(第1章第4 別表2参照)(2)その他、知事が原子力災害対策本部を設置 (1)全面緊急事態が発生したとき(1)全面緊急事態が発生したとき(1)全面緊急事態が発生したとき

別図1 (本節第2 (3) ア及びイ (ア) 関係) 伝達系統の概略図



注) 消防職・団員については消防本部の方法による。

第3 町原子力災害警戒本部の設置

(1)原子力災害警戒本部の設置及び廃止基準

町長は、次の場合に原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置し、又は廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする町災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門 として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。

ア 警戒本部の設置基準

- (7)原子力防災管理者から警戒事態発生の通報を受け、町長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- (イ) その他、町長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ 警戒本部の廃止基準

- (ア)原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は警戒本部 の必要がなくなったとき。
- (イ)町の災害対策本部が設置されたとき。

(2)設置場所

警戒本部は、町役場2階第2応接室等に設置するものとする。

(3)組織及び事務分掌

ア 警戒本部の本部長は町長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

なお、町長が不在等の場合には、副町長がその職務を代理するものとする。

- イ 警戒本部員は、総務課長、エネルギー政策課長、防災・原子力対策室長、会計管理者、まちづくり 推進課長、税務課長、健康福祉課長、子ども・子育てサポートセンター所長、教育委員会事務局長、 議会事務局長及び美浜消防署長をもって充てるものとする。
- また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、まちづくり推進課長をもって充てるものとする。
- ウ 警戒本部に別表2の班を置き、班の長は課(局・所)長(消防班は消防署長)とし、同表に掲げる 者をもって充てるものとする。

なお、各班の主な事務分掌は美浜町原子力災害対策本部等運営要綱で定めるものとする。

別表2(本節第3(3)ウ関係)

警戒本部に設置する班

	;	班名					廷	E長 ^ź	名						班名			班長名						
総		務		班	総工会	ネノ言	務 レギ †	一管	課政	策理	課	長長者	住	民	避	難	班	教	育	委	員会	き 事	務局	長
広		報		班	ま	ちっ	うく	ŋ	推	進	課	長	議		会		班	議	会	217	事	務	局	長
情	報	収	集	班	税		務		誹	Ę		長	消		防		班	美	浜	Ĺ	消	防	署	長
保	健	福	祉	班	健 子ど	康 も・=	福子育で		祉 ート [・]	課 セン		長 所長					<u></u>							

- エ 警戒本部に、本部長、本部員及び報道主管者で構成する原子力災害警戒本部会議を置くものとする。
- オ 町 (警戒本部長) は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部会議 を招集するものとする。

警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
- (イ) 町の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
- (ウ) 関係各課及び原子力災害現地警戒本部の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- (オ) 国、県及び防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- (カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- (キ) その他重要な初期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、本節第3(6)に定める原子力 災害現地警戒本部、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

カ 事務局

警戒本部に総務課長を長とする事務局を置き、総務班の職員をもって構成するものとする。なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

キ 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

(7) 各班連絡責任者

各課の課長補佐を充て、各班相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(イ) 各班連絡員

班毎に2名を指定し、総務課長の指示に従い、所属班の連絡に当たるものとする。 なお、各班連絡員は各班につき1名が事務局に詰めるものとする。

(ウ) 指定職員

総務課、エネルギー政策課、出納室、まちづくり推進課、税務課、健康福祉課、子ども子育 てサポートセンター、教育委員会事務局、議会事務局、美浜消防署の職員で、あらかじめ指定 した職員は、警戒本部事務局に属し、総務課長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。 指定職員の編成及び業務は別に定める。

また、各班連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

ク 各班連絡責任者会議

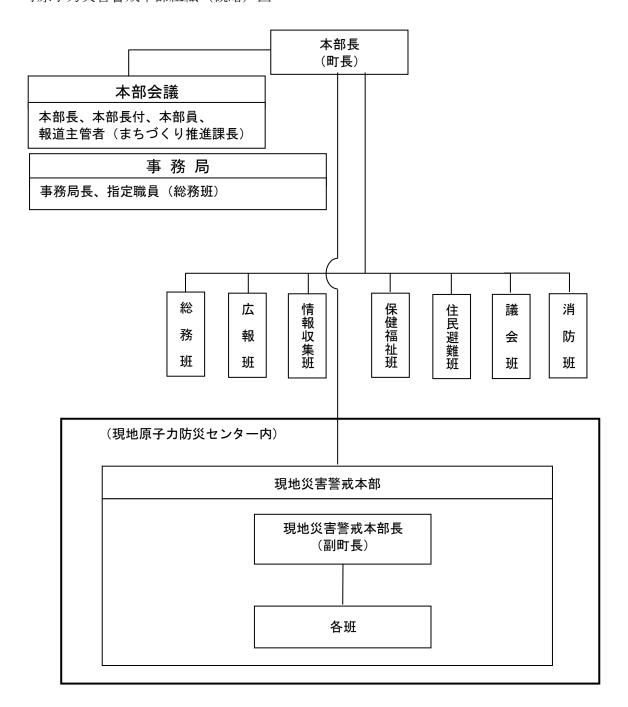
各班連絡責任者会議は、警戒本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、総 務班長、広報班長、情報収集班長、保健福祉班長、住民避難班長、消防班長及び各班連絡責任者で 構成し、総務課長が招集するものとする。

また、各班連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

ケ 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、別図2のとおりとする。

別図2(本節第4(3)関係) 町原子力災害警戒本部組織(概略)図



(4)警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、町は、次の機関にその旨を通知又は報告するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ県

ウ町防災会議構成団体

(5)設置の公表

警戒本部を設置した場合、町は、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を町役場正面玄関に掲示するものとする。

(6)原子力災害現地警戒本部の設置

ア 町は、警戒本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに原子力災害現地警戒本部(以下「現地警戒本部」という。)を設置し、初期活動を実施するものとする。

イ 現地警戒本部長は、副町長を充てるものとする。

(7)現地原子力防災センターの設営準備等

町は、県、原子力防災専門官と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行うものとする。

また、防災関係機関に対して必要な資機材の提供を要請するものとする。

第4 町原子力災害対策本部の設置

(1)原子力災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は、次の場合に原子力災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置し、又は廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする美浜町災害対策本部が設置された場合においては、同本部の 一部門として「原子力災害対策班」を設置するものとする。

- ア 災害対策本部の設置基準
 - (7) 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と 認めたとき。
 - (4) その他、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行 う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)がなされ、緊急事態応急対策及び原子力災 害事後対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2)設置場所

災害対策本部は、町役場3階正庁に設置するものとする。

(3)組織及び事務分掌

- ア 災害対策本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。
- イ 災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代 理するものとする。
- ウ 災害対策本部員は、全課(局・室)長、会計管理者、美浜消防署長をもって充てるものとする。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、まちづくり推 進課長をもって充てるものとする。
- エ 災害対策本部に別表3の班を置き、班の長は担当課の課(局・所)長(消防班は消防署長)とし、 同表に掲げる者をもって充てるものとする。

なお、各班の主な事務分掌は美浜町原子力災害対策本部等運営要綱で定めるものとする。

別表3(本節第4(3)工関係)

災害対策本部に設置する班

		対策 時の			班長名						後害対策本部 设置時の班名				到	£ £	Ē /	名				
総		務		班	総工会	ネ /l 言		一管		策 這 理	長 果 長 者	産		業		班	産	業	振	興	課	長
広		報		班	#	ちつ	ゔく	り	推立	隹 誹	果長	建		設		班	土	木	建	築	課	長
情	報	収	集	班	税		務		課		長	上	下	水	道	班	上	下	水	道	課	沖
住	民	環	境	班	住	民	環	į	境	課	長	住	民	避	難	班	教	育委	員会	全事	務局	長
保	健	福	祉	班	健 子ど	康 も・子	福 '育で		祉 ートセ	課ンタ	長一派	議		会		班	議	会	事	務	局	長
観		光		班	観	光	戦		略	課	長	消		防		班	美	浜	消	防	署	長

- オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員及び報道主管者で構成する災害対策本部会議を置く ものとする。(災害の進展等により必要がある場合は、現地原子力防災センターで災害対策本部会議 を開催することができる。)
- カ 町 (災害対策本部長) は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策 本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- (ア) 町の災害状況及び災害応急対策実施状況
- (イ) 災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的及び重要事項
- (ウ) 災害対策本部内各班及び原子力災害現地対策本部相互の調整に関する事項
- (エ) 防災関係機関との連携推進に関する事項

- (オ) 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項
- (カ) その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、本節第4(6)に定める 災害対策現地本部、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

キ 事務局

災害対策本部に総務課長を長とする事務局を置き、総務班の職員をもって構成するものとする。 なお、事務局長は、必要に応じその他の班を事務局に構成員として加えることができる。

ク 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

(7) 各班連絡責任者

各課の補佐を充て、班内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

(4) 各班連絡員

各班毎に2名を指定し、総務班長の指示に従い、所属班の連絡に当たるものとする。 なお、各班連絡員は各班につき1名が本部に詰めるものとする。

(ウ) 指定職員

総務班、広報班、情報収集班、保健福祉班及び住民避難班の職員で、あらかじめ指定した職員は、本部事務局に属し、事務局長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。

指定職員の編成及び業務は別に定める。

ケ 各班連絡責任者会議

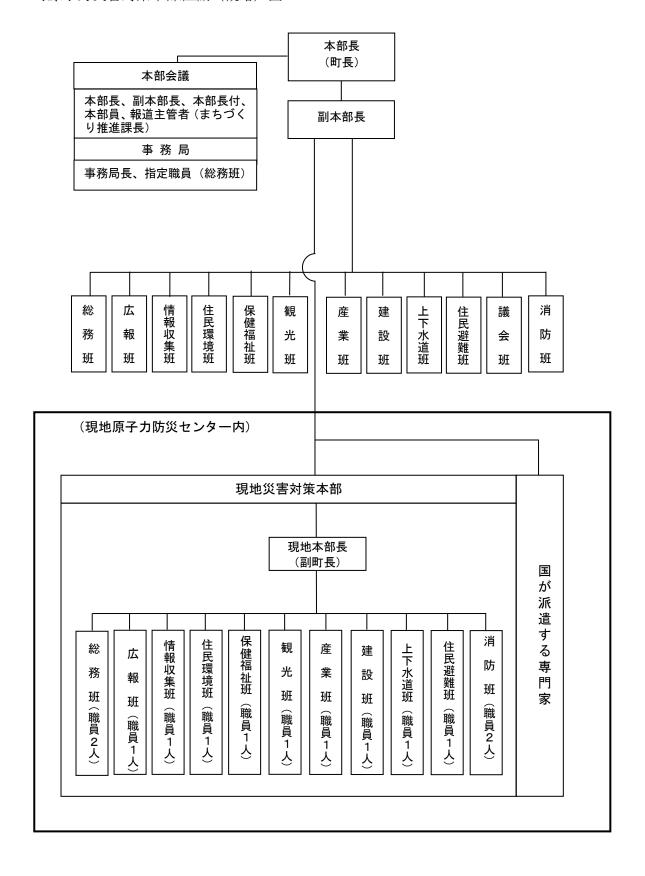
各班連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、 総務班長、広報班長、情報収集班長、保健福祉班長、住民避難班長及び各班連絡責任者で構成し、 事務局長が招集するものとする。

また、各班連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

コ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、別図3のとおりとする。

別図3 (本節第4 (3) コ関係) 町原子力災害対策本部組織(概略)図



(4)災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、町は、次の機関にその旨を通知又は報告するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ県

ウ町防災会議構成団体

(5)設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町は、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防 災アプリ)、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を 町役場正面玄関に掲示するものとする。

- (6)原子力災害現地対策本部の設置
 - ア 町は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに原子力災害現地対策本部 (以下「現地本部」という。)を設置するものとする。
 - イ 現地本部長には副町長を充てるものとする。ただし、現地災害対策本部長に事故あるとき又はそ の他の事由により、その職務を遂行できない場合は、教育長がその職務を代理するものとする。
 - ウ 現地本部には現地本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、まちづくり推進課職員を もって充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。
 - エ 町は、本章第1節第6 (1) に定める国の専門家が的確に指導、助言を行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。
 - オ 町は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官及び県と連携して、直ちに現地原子力防災センターの設営を行うものとする。
 - カ 町は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、町の災害対策本部が行う応急対策の状況等について 現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。
 - キ 現地本部に班を置き、その主な事務分掌は町原子力災害対策本部等運営要綱で定めるものとする。
- (7)町は、国が原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。
- (8)町は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会のもと に設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の 把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。
- (9)原子力防災専門官及び国の専門家との連携

町は、原子力防災専門官及び本章第1節第6(1)に定める国の専門家と連携し、必要な対策を 講ずるものとする。

(10) 県との協力体制

町は、連絡員として派遣される県職員を受け入れる等、県の災害対策本部との協力体制を整える ものとする。

(11) 文書及び記録

- ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「美災」とする。
- イ 各班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず総務班に合議するものとする。
- ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。
- エ 災害対策本部長印は、総務班(総務課)にて保管するものとする。
- オ 災害対策本部長、副本部長、本部員、各班長等が発する指示、連絡等の伝達及び国、県及び防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除き全て記録し、災害情報の発信、受信の確実を期するものとする。

第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、町においては、本節第4に定める町の災害対策本部を継続するものとする。

- (1)原子力緊急事態宣言の発出、公示及び解除
 - ア 原子力緊急事態宣言の発出及び公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

- (ア)緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (イ)原子力緊急事態の概要
- (ウ)(ア)の区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- イ 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

- (2)国の原子力災害対策本部の設置及び廃止
 - ア 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策 を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策 の総合調整を行う。

ウ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

- (3)国の原子力災害現地対策本部の設置
 - ア 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、現地原子力防災センターに設置する。

- (4)原子力災害合同対策協議会の設置及び運営
 - ア 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、国の原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言 に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県及び町の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実 施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するも のとする。

- イ 原子力災害合同対策協議会の設置場所 原子力災害合同対策協議会は、現地原子力防災センターに設置する。
- ウ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、現地原子力防災センターにおいて原子力災害対策合同協議会が 組織されることとなった場合は、町は災害対策本部長又は災害対策本部副本部長、災害対策本部員 及びその他の職員で災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、 原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

- エ 原子力災害合同対策協議会の構成
 - (ア) 国の原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員
 - (イ)県の災害対策本部長又は現地本部長及び災害対策本部員その他の職員で県の災害対策本部長から委任を受けた者
 - (ウ) 町の災害対策本部長又は災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員で町災害対策本部 長から委任を受けた者
 - (エ)原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは協議して、指定公共機関、原子力事業者その 他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。
- オ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「原子力緊急事態等現 地対応マニュアル(福井地域版)」によるものとする。

第6 行政機関の業務継続に係る措置

- (1)町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた 退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民 等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2)町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する 必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(資料編)

3-2-3 美浜町原子力災害対策本部等運営要綱

第3節 緊急時モニタリングへの協力

第1 基本方針

緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に把握し、住民の安全確保を図る。

第2 緊急時モニタリングに対する協力

町は、県から要請を受けた場合、福井県モニタリング本部への職員の派遣及びその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力をするものとする。

第4節 住民等への情報伝達活動

第1 基本方針

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ分かりやすく正確に実施する。

第2 広報の留意事項

- (1)町及び県は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、ケーブルテレビ、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、広報車、緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。
- (2)町及び県は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を 明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、 誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。
- (3)町、国、県その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

なお、インターネット等によって不確かな情報が流布しがちであることに十分注意する。

- (4)町及び県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測及び放射性物質の大気中拡散予測等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県、町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (5)町及び県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (6)町及び県は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(7)県は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

第3 町の広報体制

- (1)町は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表及び広報を行うものとする。
- (2)警戒本部及び災害対策本部設置時には、町役場2階202会議室に記者発表室を設置し、また、現地本部設置時には、現地原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、町及び県は、現地本部の報道主管者が国の記者会見に同席し、町や県の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

- (3)町は、報道機関、ケーブルテレビ、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、広報車等を通じ、住民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、町の対策等を周知徹底するものとする。
- (4)報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて警戒本部又は災害対策本部の各班の担当者を同席させることができる。

(5)町は、放射性物質又は放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、現地原子力防災センターでの記者発表に原子力事業者の同席を 得るなどの対応を図るものとする。

(6)町は、原則として、警戒本部、災害対策本部及び現地原子力防災センターへの報道機関の入室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。

(7)町は、写真、VTRを活用した情報収集を行うため、必要に応じ、職員を現地に派遣するものとする。

第4 町が行う広報事項

町は、県等からの指示に従い、ケーブルテレビ、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

(1)原子力災害警戒本部を設置したとき

<広報事項>

- ア 町からの緊急広報であること
- イ 町及び県に警戒本部を設置したこと
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- キ 町、県その他防災関係機関への対応状況
- ク 住民及び一時滞在者のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所及び問い合せ先

- コ その他必要事項
- (2)災害対策本部を設置したとき

<広報事項>

上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。

(3)原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した 上で、広報活動を行うものとする。

<広報事項>

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- イ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと
- (4)防護対策地区を決定した指示があった場合

<広報事項>

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

- ア 決定した防護対策の内容
- イ 防護対策地区の範囲及び具体的な設定地域の内容
- ウ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- エ 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護対策地区を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様 の事項を広報するものとする。

第5 資料の保存

町、県その他防災関係機関は、収集又は取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

第6 相談窓口の開設

町は、警戒本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を住民環境課に開設するものとする。

また、問い合わせの対応にあたり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。

第7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第8 災害情報インターネット通信システムの活用

町及び県は、災害情報インターネットシステムを活用し、退避者等の安否情報、災害情報等を迅速に 収集するとともに、住民、関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第9 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 基本方針

住民の生命、身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第2 避難等の防護対策の実施

(1) 避難及び一時移転

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング 結果を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保 等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確 に伝えなければならないことになっている。

また、暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

(2) 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、町は、人命最優先の観点から、住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行うものとする。

(3)町は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情(避難先の 準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等)、大気中放射性物質の拡散計算情報 などの様々な情報を活用し、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

別表1 避難等の基準(「OILと防護措置」抜粋)

	が表す 歴史 基準の種 類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、 再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく 影響を防止するため、 住民等を数時間内に 避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に 区域を特定し、避 難等を実施(移動 が困難な者の一時 屋内退避を含む)
護措置	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、 除染を講じるための 基準	β線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時 移転で基準にしませい。 が選挙によりがある。 が選挙によりがある。 が選挙によりがある。 が選挙によりがある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、 再浮遊した放射性物 質の吸入、不注意な経 口摂取による被ばく 影響を防止するため、 地域生産物※5の摂取を 制限するとともに、住 民等を1週間程度内に 一時移転させるため の基準	20 μ Sv/h (地上 1 mで計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域を特定し、地域を特の摂取を相限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。 OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が $20 \, \mathrm{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120 \, \mathrm{Bq/cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の 換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

第3 緊急時活動レベル(EAL)に基づく防護措置

(1)警戒事態(第1段階)発生時の措置

ア 県の措置

(7) 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の要請

県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の子ども、在宅の要介護高齢者・障害者等、病院の入院患者、社会福祉施設の入所者等の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。

(4) 施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備及び広報の要請(消防)

県は敦賀美方消防組合消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

- ・救急車によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備を行うこと。
- ・消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行うこと。
- (ウ) 避難誘導準備及び交通規制の要請(警察)

県は、県警察に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導準備及びPAZ内への 車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。

(エ) バスの派遣準備の要請(町及び県バス協会)

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。

(オ) 出動準備の要請(自衛隊及び海上保安庁)

県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認及び県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。
- ・発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍の ヘリポート適地等へのヘリコプターの派遣を行うこと。
- (カ) 一時滞在者の退避の広報の要請(町、消防及び警察)

県は、町、敦賀美方消防組合消防本部及び県警察に対し、PAZ及びUPZ内に滞在する観光 客等一時滞在者の帰宅等の呼びかけについて、広報を要請するものとする。

(キ) 施設敷地緊急事態要避難者の受入準備要請(受入市町)

県は、県内の避難先を所管する市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の受入の準備を要請するものとする。

イ 町の措置

(ア) 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の指示

町は、上記ア(ア) の県の要請を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を指示するものとする。

(イ) 一時集合施設の開設

町は、PAZ内の住民や施設敷地緊急事態要避難者が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする

(2)施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の措置

ア 県の措置

- (ア) 住民への避難準備の要請及び施設敷地緊急事態要避難者への避難の要請 県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請するものとす る。
 - ・PAΖ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。
 - PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を行うこと。
- (イ) 施設敷地緊急事態要避難者の搬送及び避難誘導の要請(消防)

県は、敦賀美方消防組合消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

- ・救急車によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送を行うこと。
- ・消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導を行うこと。
- (ウ) 避難誘導及び交通規制の要請(警察)

県は、県警察に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導及び交通規制の実施を 要請するものとする。

(エ) バスの派遣要請(町、県バス協会)

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

(オ) 施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援要請(自衛隊、海上保安庁) 県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の施設敷地緊

急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請するものとする。

(カ) 施設敷地緊急事態要避難者の受入要請(受入市町)

県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態 要避難者の受入を要請するものとする。

(キ) PAZ内住民の受入準備要請(受入市町)

県は、県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の住民の受入の準備を要請するものとする。

(ク) 予防的防護措置(屋内退避)準備の伝達(UPZ関係市町)

県は、町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うことを要請するものとする。

イ 町の措置

(7) 住民への避難準備及び施設敷地緊急事態要避難者への避難の指示

町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。

- ・PAZ内の住民は、避難準備を行うこと。
- ・PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難を行うこと。
- (イ) 避難車両中継所の開設

町は、「避難車両中継所」を開設するものとする。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県又は町が確保 した避難用のバスにより、町から指示のあった県内又は県外の避難先へ避難するものとする。

ウその他

県及び関係市町は、警戒態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況(施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。)について、現地事故対策連絡会議において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。

(3)全面緊急事態(第3段階)発生時の措置

ア 県の措置

(ア) 住民への避難の要請

県は、町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の住民に対する避難 指示を行うことを要請するものとする。

(イ) 住民の避難誘導要請(消防)

県は、敦賀美方消防組合消防本部に対し、消防団によるPAZ内の住民の避難誘導を要請する ものとする。

(ウ) 避難誘導及び交通規制の要請(警察)

県は、県警察に対し、PAZ内の住民の避難誘導及び交通規制の実施を要請するものとする。

(エ) バスの派遣要請(町及び県バス協会)

県は、町及び福井県バス協会に対し、PAZ内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

(オ) 住民の緊急輸送の支援要請(自衛隊及び海上保安庁)

県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

(カ) 住民の受入要請(受入市町)

県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の住民の受入を要請するものとする。

(キ) 避難遅延者の有無の確認要請(消防、警察及び自衛隊)

県は、関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を要請する ものとする。

(ク) UPZ内住民の受入準備要請(受入市町)

県は、県内の避難先を所管する市町に対し、UPZ内の住民の受入の準備を要請するものとする。

(ケ) 予防的防護措置(屋内退避)の伝達(UPZ内市町)

県は、町に対し、国の指示により、UPZ内における屋内退避を行うことを要請するものとする。

(コ) 予防的防護措置(屋内退避)の注意喚起(UPZ外市町)

県は、UPZ外の市町に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある 旨の注意喚起を行うものとする。

イ 町の措置

(ア) 住民への避難の指示

町は、国の指示及び上記ア(ア) の県の要請を受け、PAZ内の住民に対し、避難を指示するものとする。

(イ) 住民の避難状況の確認

町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設においてPA Z内の住民の避難状況の確認を行うものとする。

(ウ) 住民への屋内退避の指示

町は、国の指示及び上記ア(ケ)の県の要請を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。

(エ) 町がUPZ外に当たる場合の住民への注意喚起

町は、国の指示及び上記ア(コ)の県の要請を受け、UPZ外の住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

ウその他

県及び関係市町は、全面緊急事態における防護措置の実施状況(PAZ内の避難者の数や避難の 方針等を含む。)について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施 するものとする。

第4 運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置

(1)県の措置

ア 住民への屋内退避又は避難の要請 (関係市町)

県は、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、OILの 基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、町に対し、災害対策基本 法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避又は避難の指示を行うことを要請するもの とする。

イ 住民の避難誘導要請(消防)

県は、敦賀美方消防組合消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請するものとする。

ウ 避難誘導及び交通規制の要請(警察)

県は、県警察に対し、住民の避難誘導及び交通規制の実施を要請するものとする。

エ バスの派遣要請(町及び県バス協会)

県は、町及び福井県バス協会に対し、住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。

オ 住民の緊急輸送の支援要請(自衛隊及び海上保安庁)

県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を 要請するものとする。

カ 住民の受入要請(受入市町)

県は、県内の避難先を所管する市町に対し、住民の受入を要請するものとする。

キ 避難遅延者の有無の確認要請(消防、警察及び自衛隊)

県は、敦賀美方消防組合消防本部、県警察、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請する ものとする。 (2) OILの基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域が町内にある場合の町の措置

ア 住民への屋内退避又は避難の指示

緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、上記(1)アの県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避又は避難を指示するものとする。

イ 住民の避難状況の確認

避難指示を行った町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。

(3) その他

国(原子力災害対策本部及び現地対策本部)、県及び関係市町は、UPZ内の一時移転等の実施状況(一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。)について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。

第5 避難手段

避難対象地域の住民避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。

(1)自家用車による避難

- ア 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、町は、 避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知する ものとする。
- イ 町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。
 - (ア) 町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅玄関付近に「自家 用車で避難済み」を知らせる表示(白いタオル)をするよう、事前に周知するものとする。
 - 町は、敦賀美方消防組合消防本部に対し、消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の 確認を行い、町に連絡するよう、指示するものとする。
 - (イ) 町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、下記(2)イで定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知するものとする。
- (2)自家用車以外での避難
 - ア 自家用車による避難をしない住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスに よる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県又は町が確保した避難用 のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

イ 自衛隊車両等により避難した住民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から県又は町が確保した避難用のバスにより、あらか じめ定めた避難先へ避難するものとする。 ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う住民 は、県又は町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は 町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、県又は町があらかじめ指定した半島部の港湾又は漁港もしくは臨時へ リポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートま で移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する ものとする。

(3)要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、町の指示により、次のとおり行うものとする。

- ア 学校の生徒等及び保育園の園児
 - (ア) 学校の生徒等が在校時においては、県又は町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自 衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。
- イ 在宅の要介護高齢者・障害者等
 - (ア) 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を 行うものとする。
 - (イ) 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によってあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。
- ウ 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者
 - (ア) 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を 行うものとする。
 - (4) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関又は福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

(4)避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始するものとする。

第6 避難所等

- (1)町は、緊急時に必要に応じ、県の支援を得て、指定避難所及びスクリーニング等の場所の開設並び に住民等に対して周知徹底するものとする。また、必要があれば、県の支援を得て、あらかじめ指定し た施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として 開設するものとする。
- (2)町は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等 への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等 は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供するものとする。

(3)町は、県と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4)県は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、町は、県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

- (5)町は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等 男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用 品や女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配 慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6)町は、国及び県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に 応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7)町は、国及び県と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。
- (9)県警察は、避難場所における窃盗をはじめとする各種犯罪の防止等、生活の安全安心を図るものと する。

第7 広域避難等

(1)県は、広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町及び県外の受入先市町を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行うものとする。

(2) 広域一時滯在

- ア 県は、避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む 市町、受入先となる県内市町及び県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要 な要請を行うものとする。
- イ 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体に おける被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言するものとされ ており、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- ウ 国は、町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要請を待ついとまがないときは、町の要請を待たないで、県に代わって、広域一時滞在のための協議を行うものとされている。
- エ 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示すものとされている。 県は必要に応じ、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。
- オ 県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

第8 住民への情報提供

町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング及び簡易 除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測 その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力 災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第9 避難状況の確認

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第10 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に警戒事態が発生した場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を帰宅もしくは保護者への引渡を行うものとする。引渡ができなかった生徒等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町に対し速やかにその旨を 連絡するものとする。

第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第12 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第13 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

- (1)県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2)県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の 被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 県及び町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)や原子力災害 対策本部等に物資の調達を要請するものとする。
- (4) 県は、町における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、町に対する物資を確保し輸送するものとする。
- (5)県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公 共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示し て、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、 当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

第14 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

県は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、町等が設定した警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(資料編)

- 3-5-1 対象発電所から各集落までの距離一覧表
- 3-5-1 発電所周辺の人口等状況調
- 3-5-1 避難等のために区画する地区
- 3-5-1 一時集合施設一覧表
- 3-5-1 特殊施設一覧表
- 3-5-1 月別観光客入込数
- 3-5-1 道路状況
- 3-5-1 ヘリポート適地一覧表
- 3-5-1 乗船施設一覧表
- 3-5-1 固定観測局一覧表
- 3-5-1 気象観測所一覧表

第6節 警備及び交通対策

第1 基本方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 警戒区域の設定等

町は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

また、県から、同法第72条第1項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講じるものとする。

第3 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度に留め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を 確保するものとする。

(1)道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ敦賀警察署長その他防災関係機関に通報又は連絡するものとする。

また、道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2)交通規制措置

ア 交通規制の実施及び緊急交通路の指定の要請

町は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の交通路の確保について、県警察に要請するものとする。

イ 一般住民への周知

町は、上記アの交通規制について、公安委員会が行う一般住民への周知に協力するものとする。 (3)緊急通行車両等の確認等

ア 緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び原災法第26条第 1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

イ 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付

町は、町が所有し、又は調達した車両について、災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を受けようとする場合は、公安委員会に対して災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき使用申請を行うものとする。

災害応急対策に必要な車両と確認された場合、公安委員会は、町に対し、災害対策基本法施行規 則第6条の規定に基づく標章及び証明書を交付するものとする。

(4)海上交通規制措置

敦賀海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

第4 立入制限措置

町は、敦賀警察署長及び敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、ケーブルテレビ、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、広報車等あらゆる 方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

第7節 救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救 急及び消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第2 陸上における救出・救助及び消火対策

(1)町の措置

町は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察及び敦賀美方消防組合消防本部の協力を得て 実施するものとする。

また、県に対し被害の状況及び応援の必要性等を連絡するとともに、町自体の能力で救助活動を 行うことが困難なとき、又は救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防 相互応援協定に基づき他市町(消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一 部事務組合とする。)に対し応援を要請するものとする。

(2)敦賀美方消防組合消防本部の措置

敦賀美方消防組合消防本部は、町、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行う ものとする。

また、消火活動について、敦賀美方消防組合消防本部は、町、県警察その他防災関係機関と協力 し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段及び方法により、住民に対して出火防止及び 初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

ア 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ及び石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

(3)救助・救急及び消火活動の応援要請

町は、救助・救急及び消火活動について、町内の消防力で対処できないと判断した場合は、県に対して広域消防応援隊、緊急消防援助隊又は自衛隊の出動を要請するものとする。

県は、町からの応援要請を受けて、消防庁、県内市町、県警察、関係消防本部外の消防本部、原子力事業者等に対し応援を要請するものとする。

なお、敦賀美方消防組合消防本部の他の消防機関に応援を要請する場合は、本章第15節「広域 的応援の対応」によるものとする。

また、自衛隊の災害派遣を要請する場合は、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第3 海上における救助・救急対策

(1)海上における救助・救急活動への協力

町は、敦賀海上保安部、県警察その他関係機関と連携協力し、船舶の避難等海上における災害発生に伴う次の措置をとるものとする。

- ア 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。
- イ 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとるものとする。
- ウ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。
- (2)海上における救助・救急活動の応援要請

町は、海上での救助・救急について必要な場合は、県に対し応援を要請するものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるもの とする。

第4 空からの救助・救急対策

町は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急を行うために、あらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

また、町は、空中からの救助・救急について、必要な場合は県に対し、応援を要請するものとする。 なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとす る。

第8節 原子力災害医療活動

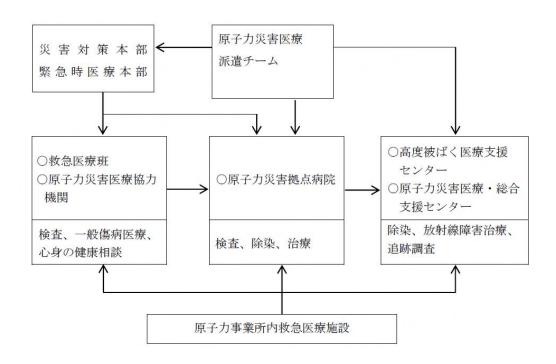
第1 基本方針

住民及び原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連係を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、原子力災害医療体制を確立するとともに適切な原子力災害医療措置を講ずる。

第2 原子力災害医療体制

町は、県が緊急時医療本部を設置し、原子力災害医療体制を確立したときは、心身の健康相談、安定ョウ素剤の服用、救護所の運営等、相互の緊密な連携のもと実施するものとする。

図1緊急被ばく医療基本活動体制



第3 原子力災害医療措置

(1)原子力災害医療体制

県が定める、原子力災害医療体制の概要は、別表1のとおりである。

(2)安定ヨウ素剤の服用

町は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

- ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示
 - (ア) 安定ョウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、指針では、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ョウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

- (イ) 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ョウ素 剤の服用指示を伝達するものとする。
- イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示
 - (ア) 緊急時における住民等への安定ョウ素剤の配布及び服用については、指針では、原則として、 国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示 することとされている。
 - (イ) 町は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。
- (3)原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院における汚染及び被ばくの防止

原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院においては、被ばく患者の診療に際して、医療 関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患 者等に対して、汚染及び被ばくを防止するものとする。

(4)被ばく患者の高度被ばく医療支援センターへの搬送

第4 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第14節「災害救助法の適用」によるものとする。

別表1(本節第3(1)関係) 原子力災害医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動揺について、 十分配慮しながら、汚染検査、 通常に一般的傷病、身体的異常 に対する措置を行う。 ・拭き取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投 与等、放射線予防措置 ・救急蘇生法 (ACLS) ・合併損傷(創傷、熱傷)	放射能汚染除去の措置を施すと ともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射 能の計測及び必要な医療措置を 行う。 ・除染室を用いた細密な除染・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定・血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等・局所被ばく患者の診療の開始・高線量被ばく患者の診療の開始・内部被ばく患者に対する 診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難 な放射能汚染治療、追跡調査等 を行う。 ・原子力災害医療協力機関お よび原子力災害拠点病院で行わ れる除染に加え、必要に応じた 肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対 する診療
担当機関	 ・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 外来診療: 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高院福井県山病院福井県山病院 温井勝山病院 公立病院内南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険にき 療所 	福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	高度被ばく医療支援センター ・広島大学(福井県管轄) ・弘前大学 ・量子科学技術研究開発機構 ・長崎大学 原子力災害医療・総合支援センター ・広島大学(福井県管轄) ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・福島県立医科大学 ・福島県立医科大学

原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。

- ・被災者の放射性物質による汚染の測定
- ・派遣チームの保有及び派遣体制の整備
- ・救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣
- ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- ・その他原子力災害発生時に必要な支援

第9節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

第1 基本方針

原子力災害時には、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、 町は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度に より摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2 摂取制限等の措置

国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。町は、国及び県の指示に基づき、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。町は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。

また、町は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

別表1 (本節第2関係) 飲食物摂取制限の基準 (「OILと防護措置」抜粋)

	基準の種類	基準の概要	初期	設定値※1		防護措置の概要
飲	飲食物に係 るスクリー ニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を 判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を 実施すべき地域を 特定する際の基準	0.5μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射 線量率)		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定	
		経口摂取による被 ばく影響を防止す るため、飲食物の摂 取を制限する際の 基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、 殻類、 肉、卵、 魚、その 他	1週間内を目途に 飲食物中の放射性 核種濃度の測定と 分析を行い、基準 を超えるものにつ
※ 9	OIL6		放射性ヨウ素	300	2,000 ³ 8	き摂取制限を迅速
	(Bq/Kg)		放射性セシウム	200	500	に実施
			プルトニウムお よび超ウラン元 素のアルファ核 種	1	10	
			ウラン	20	100	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- **※**7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の 放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲 における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その 測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、 IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が 必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的 容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(1)飲料水に対する措置

町は、国及び県の指示により、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるものとする。

(2)飲食物に対する措置

町は、国及び県の指示により、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講ずるものとする。

(3)農林畜水産物に対する措置

町は、国及び県の指示により、汚染地区住民、汚染地区所在市町区域内の農林畜水産物の生産者、 集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取又は漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講 ずるものとする。

(4)避難所等での措置

町は、飲料水・飲食物及び農林畜水産物等の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での飲料水、飲食物等の摂取を一時禁止するものとする。

第3 飲料水及び飲食物の供給要請

町は、県が退避措置を指示した場合又は飲料水及び飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに 県及び関係機関と連携し、本章第11節「飲料水、飲食物及び生活必需品の供給」に基づき、避難所等へ の飲料水及び飲食物の供給を実施する。

(資料編)

3-9-2 飲料水状況

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員及び緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

町は、県及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認められるときは、 次の順位を原則として県と連携して調整するものとする。

- (1)第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送及び対応方針を定める少人数のグループのメンバー
- (2)第2順位 避難者の輸送 (PAZ等緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展 予測のための専門家及び資機材の輸送
- (3)第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- (4)第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- (5)第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2)負傷者、避難者等
- (3)対応方針を定める少人数のグループのメンバー(国及び県の現地対策本部長、市町対策本部長等) 緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門 家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- (4)コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5)食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6)その他緊急に輸送を必要とするもの

第4 緊急輸送体制の確立

(1)緊急輸送の実施

町は、県及び防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2)調達あっせんの応援要請

町は緊急輸送の実施にあたって、町所有車両等の使用を原則とするが、必要とする車両等が不足 し、又は調達不能となったときは、次の方法で輸送力を確保する。

ア 民間業者等への依頼

町内の自家用車、営業用車両、船艇等の保有者に対し、協力を依頼するとともに、必要に応じて 福井県トラック協会敦賀支部に協力を要請する。

イ 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって町内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

災害の状況によって自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請 を依頼する。

(3)輸送力が不足したときの対応

町は、上記(1)、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策会議等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(4)緊急輸送のための交通確保

ア 航空輸送

町は、県が関係機関に対してヘリコプターの出動を要請した場合、ヘリコプターの臨時離着陸場 を直ちに選定し、県に対して連絡を行うものとする。

イ 陸上輸送

(7) 道路輸送

- ① 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握し、当該情報をもって県が緊急輸送ルートの選定に際して情報提供を行うものとする。
- ② 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。

(イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

ウ海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部及び中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

第11節 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給

第1 基本方針

避難等の措置又は飲料水及び飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物及び生活必需品(以下「物資」という。)の確保並びに供給に関して必要な措置を講ずる。

第2 飲料水の供給

町は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行う ものとする。

また、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給するものとする。

第3 飲食物の供給

(1)供給方法

ア 備蓄品等の供給

町は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

また、町は、被災者に対する備蓄品等の供給に不足を生じるときは、県に対し、県の備蓄品等の供給を要請するものとする。

(2)炊き出し等による食品の給与

町は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的 に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。

なお、町で全ての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自 衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。

(3)放射性物質の影響に関する措置

町は、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう、万全の措置をとるものとする。

第4 生活必需品の供給

(1)実施体制

ア 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の供与は、町が行うものとする。

イ 災害救助法適用の場合は次による。

- (ア) 物資の確保及び輸送は原則として県が行う。
- (4) 被災者に対する物資の給与又は貸与は原則として町が行う。

(2)供給対策

ア燃料、光熱材料の確保

町は、災害発生時、特に冬期における燃料、光熱材料については、町内取扱業者等から調達を行い、被災者に供給するものとする。

イ 寝具、衣服その他日用品の供給

町は、関係業界との連携のもと、災害時における所要数量の把握に努め、速やかに供給できるようにする。

(3)放射性物質の影響に関する措置

町は、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう、万全の措置をとるものとする。

第5 その他の調達方法、受入、配布方法等

(1)その他の調達方法

町は、本節第2から第4の方法により物資を調達することができない場合、被災情報を速やかに 把握し、第2章第10節に定める広域相互応援協定及び関係機関との協定等を活用して調達すると ともに、県に対して、調達を要請するものとする。

この措置を講じても、なお物資が不足する場合には、報道機関の協力により全国にこれらの提供を要請するものとする。

また、町に届けられた物資の把握に努め、過不足となっている物資について調整を行い、物資の 適切な供給に努めるものとする。

(2)物資の受入及び集積場所

町及び県は、あらかじめ物資の受入及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に 職員を配置し、物資の受入作業及び仕分作業を行うものとする。

(3)配布方法

町は、避難所等に配布された物資については、避難所等施設責任者の指示により、各自主防災組織等を通じて子どもや病弱者等を優先しながら配布するものとし、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第12節 要配慮者に配慮した応急対策

第1 基本の方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 情報伝達及び広報における配慮事項

- (1)町は、県(災害対策本部長)と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び避難施設での文字媒体並びに手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について 十分配慮するものとする。
- (2)町は、県と連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報 車、防災情報伝達システム(屋外スピーカー、戸別受信機、防災アプリ)、携帯電話の緊急速報メール 等を活用した情報伝達及び広報について十分配慮するものとする。

第3 避難における配慮事項

- (1)町は、県と連携し、介助等が必要な避難誘導及び輸送に関して、地域住民、県警察、敦賀美方消防組合消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。
- (2)町は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保並びに提供を行うものとする。

(3)町は、県と協力し、避難所におけるホームヘルパー等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

- (4)病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師又は職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、県に対し速やかにその旨連絡する。
- (5)社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ 施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を 避難させるものとする。

第13節 防災業務関係者の安全確保

第1 基本方針

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者(以下「防災業務関係者」という。)の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を確立する。

第2 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するとものする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

第3 防護対策

- (1)町は、県の指示を受けて、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護 資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。
- (2)町は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県その他防災関係機関に対して調達を要請するものとする。

第4 防災業務関係者の放射線防護

(1)福井県地域防災計画(原子力災害対策編)における防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は50mSvを上限としており、この値になったとき、又はこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとされている。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svを併せて上限とするものとする。

また、日管理目標値は10mSvを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止するものとする。

- (2)町は、現地原子力防災センター内の設備により被ばく測定を行い、万一被ばくした場合には、県に対して、除染等の医療措置を要請するものとする。
- (3)防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、町においてこれが困難な場合は、県及び他の防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。
- (4)町は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第5 防災業務関係者の医療措置

- (1)町は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「緊急被ばく医療活動」別表1に定める二次 被ばく医療までに該当する場合は、県、国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム及び防災関係 機関が行うスクリーニング、除染等の医療措置に協力するものとする。
- (2)町は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「緊急被ばく医療活動」別表1に定める三次被ばく 医療に該当する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場の指定を行うなど、県が行う放射線障害専門病院 等への搬送に協力するものとする。

第14節 災害救助法の適用

第1 基本方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の規定に基づくものとするが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第2 災害救助法の適用

町長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨要請する。

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法の運用基準は、災害救助法施行令第1条の規定に基づくものとする。 なお、原子力災害時においては、大規模な火災がない場合は、下記(4)の規定によることが考えられる。

- (1)町の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表1に掲げる基準1号以上であること。
- (2)被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合で町の滅失世帯数が別表 1 に掲げる基準 2 号以上であること。
- (3)被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (4)多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、3世帯で1世帯とみなす。

別表1(本節第3(1)および(2)関係)

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数		
日町かりの区域内の人口	基準1号	基準2号	
5,000人未満	30世帯	15世帯	
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	
15,000人以上 30,000人未満	50世帯	25世帯	
30,000人以上 50,000人未満	60世帯	30世帯	
50,000人以上 100,000人未満	80世帯	40世帯	
100,000人以上 300,000人未満	100世帯	50世帯	
300,000人以上	150世帯	7 5 世帯	

第5 災害救助法の適用手続

(1)町の手続

- ア 災害に際し、町における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する 見込があるときは、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の 規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を 受けなければならない。

(2)県の手続

- ア 知事は、災害救助法を適用したときは、町及び関係指定地方行政機関等に通知し、厚生労働大臣 に情報提供する。
- イ災害救助法を適用したときは速やかに公告する。
- ウ 知事は、本節第3(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等被災した者の救護を 著しく困難とする特別の事情がある場合及び本節第3(4)に該当する場合に災害救助法を適用しよ うとするときは、事前に厚生労働省に技術的助言を求めることができる。

第6 個別適用

(1) 避難場所の開設及び収容

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を 避難場所に収容し保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議(厚生 労働大臣の協議を含む)をしけなければならない。

イ 避難場所設置のための費用

避難場所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等に配慮した避難所)を設置した場合、当該地域における 通常の実費を加算できる。

ウ 避難場所設置の方法

避難場所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいと きには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

工 避難場所開設状況報告

町長が避難場所を設置した場合には、直ちに避難場所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話又は電報で情報提供する。

- (7) 避難場所開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 開設期間の見込
- (2) 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

イ 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

ウ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、町が県に協力して行うが、状況に応じ、知事は町長に救助 事務の一部として委任できる。

(参考) 入居者基準

- (ア) 住家が全壊(焼)流失した世帯
- (イ) 居住する住家がない世帯
- (ウ) 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ① 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない母子家庭
 - ④ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障害者など

エ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

町長(災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された町長)は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ること が困難な場合には、町長は、知事に事前協議(厚生労働大臣の協議を含む)をしなければならない。

イ 供給の実施

第11節第3「飲食物の供給」による。

ウ 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

エ 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難場所内又はその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際町は、 各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

(4)飲料水の供給

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する 水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議(厚生 労働大臣の協議を含む)をしなければならない。

イ 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費 とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、 家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5)被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

(6)医療及び助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、 被災者の保護を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、知事は、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

イ 医療のための費用

(ア) 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

(イ) 一般の病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

協定料金の額以内

ウ 医療の方法

医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、県健康福祉センターによる救護班、独立行政 法人国立病院機構による医療救護班、福井大学医学部付属病院による医療救護班、公的医療機関に よる医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定 に基づく医師会医療救護班とする。

(7)災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は 救出してその者を保護する。

ア 適用機関

災害発生の日から3日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になった か判明しがたいとき等、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議(厚生 労働大臣の協議を含む)をしなければならない。

イ 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8)住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応 急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

1箇月以内に完成する。

イ 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

ウ協力要請

町は、県に協力し、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(9)学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品 を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の児童及び生徒を 含む)に対して行う。

ア 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- (ア) 教科書
- (4) 文房具
- (ウ) 通学用品

イ 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

ウ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された町長が 行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調 達し、その配給を講ずることもある。

(10)遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力に関わらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

ア 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(11)障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、 障害物の除去を行う。

ア 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

イ 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(12) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるい は配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町 が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

- ア 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間
- イ 輸送及び賃金職員等の雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

第15節 広域的応援の対応

第1 基本方針

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第16節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第2 応援要請

(1) 県及び他市町に対する応援要請

町長は、町のみでは十分な応急対策ができないと認めた場合は、他市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他市町に応援要請を行うものとする。

- (2)消防機関に対する応援要請
 - ア 県内市町に対する広域応援要請

町長は、単独では対処不可能な災害と判断した場合は、敦賀美方消防組合消防本部を通じ「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他市町長に応援要請を行うものとする。

イ 県外市町村に対する応援要請

町長は、隣接する県外の市町村と個別に締結している応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

- ウ 他都道府県に対する応援要請
 - (ア) 町長は、他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、 次の事項を明らかにして、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するもの とする。
 - ① 救助・救急、火災の状況及び応援要請の理由並びに応援の必要期間
 - ② 応援要請を行う消防機関の種別及び人員
 - ③ 関係市町村への進入路及び集結(待機場所)

また、知事は、町長の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、上記①~③の事項を明らかにして消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとし、その結果を直ちに応援を行った町長に連絡するものとする。

- (4) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入を図るため、応援要請を行う敦賀美方消防組合消防本部 は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備するものとする。
 - ① 応援消防機関の誘導方法
 - ② 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認
- エ 広域航空消防応援の要請
 - (ア) 敦賀美方消防組合消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)に基づき、町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。

- ① 要請先(応援側)市町村
- ② 要請者及び要請日時
- ③ 災害の発生日時、場所及び時間
- ④ 必要な応援の概要
- (イ) 要請を受けた知事は、消防庁長官へ広域航空消防応援要請を行うものとする。
- (ウ) 知事は、消防庁長官から通知のあった広域航空消防応援の決定について、敦賀美方消防組合消 防本部消防長を通じて町長に通知するものとする。
- (3)警察の派遣要請

警察の派遣要請については、警察法第60条第1項に基づき県警察が行うものとする。

第3 防災活動拠点

町及び県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

第4 応援に係る留意事項

- (1)「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、関係市町から応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行うものとする。
- (2)町長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときには、知事に対し報告するものとする。
- (3)応援隊は、受入を行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。 また、受入を行った町は、県と密接な連携を図るものとする。
- (4)応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、町及び県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。

なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第13節「防災業務関係者の安全確保」によるもの とする。

第16節 自衛隊の災害派遣要請等

第1 基本方針

原子力災害において、住民の生命、身体及び財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入等を定める。

第2 派遣要請の手続

- (1)町長が行う派遣要請の手続
 - ア 町長は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害 派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、 電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するも のとする。

イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨及び災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、町長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続をとるものとする。

- (2)派遣の内容
 - ア モニタリング支援
 - イ 被害状況の把握
 - ウ 避難の援助
 - エ 避難者等の捜索活動
 - 才 消防活動
 - カ 救護
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク スクリーニング及び除去
 - ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
- (3)口頭で要請する場合の連絡事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

(4)派遣要請先

派遣要請先	電話番号		
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室(注) (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	0727-82-0001 (内線2259又は2351)		
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口:防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 (内線2222) (防災行政無線 7-451)		
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	04-2953-6131 (内線2233)		
航空自衛隊第6航空団指令(連絡窓口:防衛部) (石川県小松市向本折町戌267)	0761-22-2101		

⁽注)陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊(第3科)(金沢市野田町1-8 TEL076-241-2171 (内線238))に連絡するものとする。

第3 自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

第4 派遣部隊の受入

(1)派遣部隊の受入体制

町は、知事から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通報を受けたときは、以下の受入体制を整備する。

- ア 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ 住民の協力
- (2)他の防災関係機関との競合重複排除

町長及び知事は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3)自衛隊は、部隊を派遣する場合、町又は県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や敦賀美方消防組合消防本部、県警察との調整に当たらせるものとする。

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に 支障がないよう知事、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、 その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

- (1)派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2)派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費及び入浴料
- (3)活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費及び修理費
- (4)有料道路の通行料
- (5)放射能防護資機材(ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等)

第7 派遣部隊の被ばく管理

派遣部隊の被ばく管理は、原則として自衛隊独自で行うが、町は、自衛隊独自による派遣部隊の被ばく管理が困難な場合において、派遣部隊の長等から県に対し、派遣部隊の被ばく管理の協力が要請された場合、これに協力するものとする。

第17節 文教対策

第1 基本方針

原子力災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、身体への影響がなくなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難場所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 学校施設の休校措置

- (1) 町教育委員会は、退避等の措置が行われた場合で県教育委員会から学校施設の休校措置をとるよう 連絡があった場合、各学校長へ通告するものとする。
- (2)学校長は、町教育委員会から休校措置の通報があった場合、即時に全校休校とし、児童生徒の安全を確保するものとする。
- (3)学校長は、所定の場所で、町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童生徒の引渡を行う。

第3 授業再開措置

町教育委員会は、県教育委員会及び町の災害対策本部から、身体への安全が確保された段階で授業の再開時期について指導を受けた場合、授業再開について各学校へ通告し、学校長は、児童生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達するとともに、町外へ避難した児童生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡をとることとする。

第4 教職員の確保

町教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の 補充等を行うものとする。

また、補充教職員を必要とする場合には、県教育委員会に連絡し、便宣を受けるものとする。

第5 通学路の安全確保

町教育委員会及び県教育委員会は、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、関係機関と連携をとりながら、その確保に努めるものとする。

第6 児童生徒・教職員の精神保健対策

町教育委員会は、カウンセリングが必要な児童生徒や教職員数を把握し、専門的知識を有する精神科 医や臨床心理士にボランティア支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第7 その他の対策

(1)転学手続

町教育委員会は、児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を 図り、県内各市町及び県教育委員会を通じて他府県に速やかな受入を要請するものとする。

(2)高校入試手続

被災時の高校入試については、町教育委員会は県教育委員会と連携して入試期日・出願資格・出願手続・検査場所・募集人員・入学手続の延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずるものとする。

(3)企業の採用試験、採用手続等

町教育委員会は、県教育委員会と連携して関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を 講ずるものとする。

第18節 ボランティア等の受入

第1 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については 慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制及び活動体制について定める。

第2 災害時ボランティア活動の制限

町は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

第3 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、町及び県は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保 等を行うものとする。

第4 災害時ボランティアの受入体制

町は、ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズ を把握し、県災害対策本部と連携して情報提供を行うものとする。

第5 災害時ボランティアの活動体制

町は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に 参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第6 国民等からの義援物資、義援金の受入

(1)義援物資の受入

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、 被災地のニーズについて広報を行うものとされている。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、 品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分・配送に十分配慮した方法とす るよう努めるものとされている。

(2)義援金の受入

町及び県は、金融機関の協力を得て義援金受入窓口を開設し、受け入れる。また、必要に応じて 日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の 上、迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限装置の解除の計画を 定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言解除を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域 を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の 指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷 制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、県が、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者等と協力して継 続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力するものとする。

第7節 損害賠償請求等

第1 災害地域住民の登録

町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難及び屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

また、町は、県と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期すものとする。

第2 損害調査

町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が 受けた損害を調査するものとする。

- (1)退避等措置
- (2)飲料水、飲食物及び農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3)立入制限措置
- (4)農耕制限措置
- (5)漁獲禁止措置
- (6)その他必要と認められるもの

第3 諸記録の作成

町は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策及び原子力 災害中長期復旧対策として措置した諸記録を作成するものとする。

(資料編)

4-7-1 被災地住民登録票(様式)

第8節 被災者等の生活再建等の支援

- (1)町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- (2)町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。町外の市町村に避難した被災者に対しても、町及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- (3)町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細か に、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、 弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第10節 住民相談体制の整備

町は県と協力し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談 窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第11節に定める被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口及び本章第12節に定める心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対し的確な対応を行うものとする。

第11節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

町は、国、県と連携して、必要に応じ、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業 設備資金貸付、経営安定資金(経営強化)等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被 災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付また必要枠の確保など、 適切な措置を講じるものとする。

また、これらの資金貸付等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付及び既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し、適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第12節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物資による汚染状況調査や指針に基づき、国及び県とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

美浜町地域防災計画 (原子力災害対策計画)

令和4年3月

発行:美浜町

 $\mp 919 - 1192$

福井県三方郡美浜町郷市25-25

電 話 : 0770-32-6716

FAX : 0770 - 32 - 1115